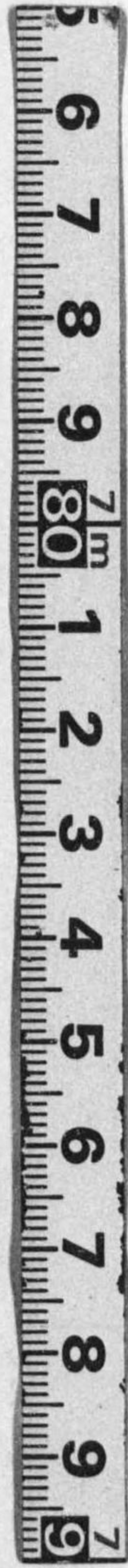


財
部 門
部 門
配置番號

346
a
2x



始





法學士工藤重義著

國債論

東京博文館藏版



序

國債論は近時財政學中益重きを加ふるの傾向あり蓋し相競ふて巨財を抛て其施設經營に汲々し文備武備俱に他に後れんことを是れ懼るゝは實に今日文明諸國の大勢にして従て各國皆巨額の國債を負擔せざるものなければなり我國の如き亦大戰の後を承け國債の整理を以て第一の急務と爲すを見る世上國債に關する議論の喧しき寔に故あり

國債に關する研究は財政學に於ける他の部分と同じく政策の攻究と制度の攻究とを兼ねざるべからず前者に偏するときは其の言ふ所往々空論に了り實際に適切なる能はず後者に偏すると

きは其の見所現在に限られて將來の劃策に及ぶこと能はず共に一長一短あり一を以て他を排すべからず而して世上財政を論議する者を見るに政策論を戦はす者多きも制度の攻究を輕視する弊あるが如し

本書に於ては以上の趣旨に依り主として我國の國債制度を簡明に記述し併せて政策の大綱を示さんことを期せり讀者にして若し此の一小著に依て我國國債制度の大體に通じ財政攻究の小資料と爲すことを得ば著者の幸之に過ぎず

著者識す

國債論目次

第一章	國債論の範圍	一
第二章	國債と法規	五
第一節	國債と憲法	五
第二節	國債法規	九
第三章	國債の機關	一三
第一節	首腦機關	一三
第二節	事務取扱機關	一八
第四章	國債の起債	二八
第一節	總論	二八
第二節	起債の方法	三八

きは其の見る所現在に限られて將來の劃策に及ぶこと能はず共に一長一短あり一を以て他を排すべからず而して世上財政を論議する者を見るに政策論を戦はず者多きも制度の攻究を輕視する弊あるが如し

本書に於ては以上の趣旨に依り主として我國の國債制度を簡明に記述し併せて政策の大綱を示さんことを期せり讀者にして若し此の一小著に依て我國國債制度の大體に通じ財政攻究の小資料と爲すことを得ば著者の幸之に過ぎず

著者識す

國債論目次

第一章	國債論の範圍	一
第二章	國債と法規	五
第一節	國債と憲法	五
第二節	國債法規	九
第三章	國債の機關	一三
第一節	首腦機關	一三
第二節	事務取扱機關	一八
第四章	國債の起債	二八
第一節	總論	二八
第二節	起債の方法	三八

第三節 募集……………五〇

第五章 國債の種別……………六二

第一節 内外國債……………六二

第二節 確定及流動國債……………七二

第六章 國債證券及利札……………八三

第一節 國債證券の形式……………八三

第二節 國債證券の交付返還及紛失……………一〇一

第七章 國債の登録……………一一四

第一節 登録の請求及除却……………一一四

第二節 登録の方法……………一二六

第八章 國債と財産權……………一三九

第一節 私法上の關係……………一三九

第二節 公法上の關係(一)……………一四六

第三節 公法上の關係(二)……………一五六

第九章 國債の利子……………一七〇

第一節 利子の仕拂……………一七〇

第二節 借換……………一八六

第十章 國債の完結……………一九一

第一節 總論……………一九一

第二節 償還……………一九八

第三節 銷却……………二一五

第十一章 國債の會計……………二二二

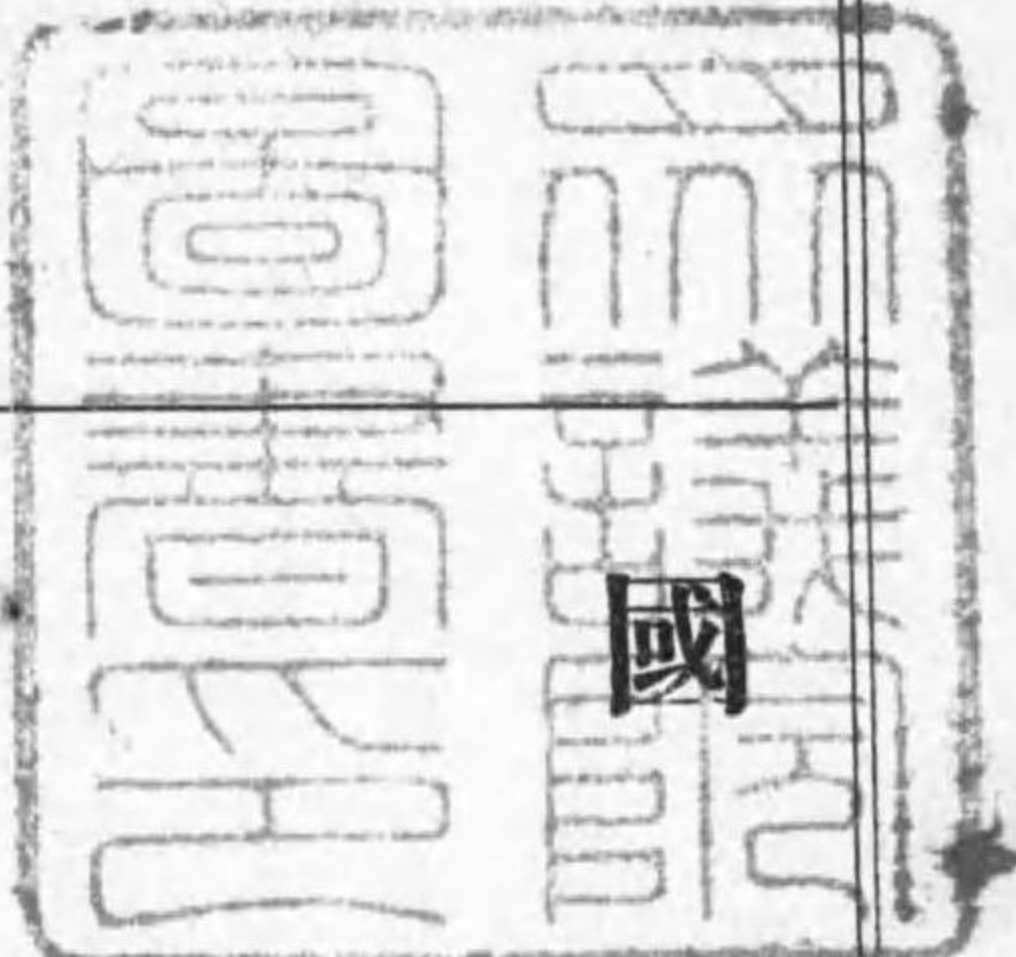
第一節 國債と豫算……………二二二

第二節 國債と現計……………二三四

第三節 國債と決算……………二四六

第四節 國債と特別會計……………二五九

目次終



國債論

法學士 工藤重義著

第一章 國債論の範圍

凡そ一國として存在する以上は政務軍事其他百般の事項に對して經費を要す。而して此の經費を支ふるには租税及び其の他の收入に依らざるべからず。此の國家が國家としての生存をなすが爲めに支出し收入する所の金額を稱して歳入歳出と云ふ。然るに財政學上の原則として歳入は歳出を償ふの程度に止め剩餘金を蓄積すべきものにあらざるが故に一朝多額の現金を要するときは租税の増徴若くは不用官有財産の拂下に由て之れを補ふこと能はずんば國債に依るの外なし。然り而して現時の如く列國相對峙して文武の二途を以て互に富強を競ふ大勢の下に在てや國家の施設經營すべきもの頗る多く爲め

に多額の金額を要せざるを得ず。是れを以て現今何れの國家に於ても國債を負擔せざるものなし。是れ國債論が財政上近時益重きを加ふるに至りたる所以なり。

種々の説

國債 (National Loans or Debts.) 若くは公債 (Public Loans or Debts.) とは以上説く所に依りて一國が負擔する債務なることは論なし。然れども仔細に其の範圍を考察すれば世人の之に對する解釋は一様にあらず。或は公債を以て公法上の債務と爲すものあり。然れども此の定義に依れば國家の仕拂義務に屬するものは皆之れに包含せらるべく其の範圍弘きに失す。又公債を以て公法人の負債と爲すものあり。此の定義も亦前者の如く適當にあらず。何となれば公債が公法人の負債なることは論を俟たざるも現今の所謂公債なるものは公法人の債務の如何なるものを指すか、吾人の攻究する所なればなり。又公債を以て公募の方法に依り債務を設定するものなりと爲すものあり。此の定義は前者と異なり、其の範圍狭きに失せり。何となれば公債は公募の方法に依らず特定の者より借入を爲すも亦公債と云ふことを得ればなり。之を要するに以

國債の定義

上の三者は其の定義廣きか狭きに失し正鵠を得たるものにあらず。

吾人の見る所を以てすれば國債は一國の歳入歳出を適合せしめんが爲めに國家の信用を以て設定する所の金錢上の債務を云ふ。而して債務の設定たるや現金の借り入れに依るを以て原則とす。是れを以て現今の所謂國債なるものは其の内容たるや金錢上の債務に止まれり。民法上私法上の觀念に於て債務若くは債權とは單り金錢上の事項に限らざれども國債の場合には然らず是れ國債が私債と異なる主たる點とす。而して國債の目的たるや一國の歳入歳出を適合せしむるに在り。是れを以て彼の政府の發行する紙幣の如きは學者に依りては國債として論ずる人あれども吾人を以て見れば國債の範圍外に立つものなり。何となれば國債紙幣共に國家の債務たるに於ては異なる所なきも其の目的に於て一は一國の歳入歳出を計るを主眼とし一は通貨として貨幣の代用を爲し交換の媒介たるを主眼とすればなり。又此の定義に依れば政府に於て一時保管する保證金供托金の如きも國債と云ふこと能はず。何となれば政府に於て之れを收受せるは他の行政上の目的の爲めにするものにして歳

入出の調和を計るものにあらざればなり。又彼の郵便貯金の如きも少くとも我現行法を以て以上の定義に適用するときは國債と云ふことを得ず。何となれば郵便預金等は我國法上所謂歳入歳出外の收入に屬すればなり。又他の方面より見るも郵便貯金は其の主要の目的たるや國民の勤儉貯蓄を奨励するに存するを以て純然たる國債と同一視すること能はざるが如し。然れども又一方に於て例之私設鐵道買收の結果として賣渡人に國債證券を交付するが如きは國債として數ふることを得べし。何となれば其の代金を拂渡すが爲めには歳出は膨脹して歳入と不權衡を來すの虞れあり。證券の交付は即ち此の歳入出の不權衡を調和し適合するものなればなり。

本書の目的

然り而して本書に於ては吾人は専ら我國の現行國債制度に付き其の大體を記述せんとす。蓋し國債の論究は從來政策の研究に重きを置くこと一般の常例にして制度其のものゝ内容につきて一々攻究すること其の例少しと雖も吾人の見る所を以てすれば政策と制度の研究は共に必要にして一に偏すべからず政策論にのみ偏するの結果は迂遠空論の弊を生ずればなり。而して本書に

於ては専ら我國の現行制度に付て聊か論究を試みんとするものなり。

第二章 國債と法規

第一節 國債と憲法

規定の必要

前述せるが如く國債は國家財政上重大の事項にして國家は之れに由て多大の負擔を爲すものなり而して其の負擔は畢竟國民に課せられざるべからず。之れを以て國債に關して一國の根本法たる憲法中に規定を要するや言を俟たず。租税の賦課徴收につき憲法上規定するの必要ありとせば國債に付ても亦規定を要すること決して之に譲らざるなり。

議會の協賛

然り而して國債は憲法上の規定を必要とするのみならず其の規定たるや國債には議會の議決或は協賛を経べきことを規定するを要す。蓋し國債は前述の如く國家は爲めに重大の負擔をなし國民は其の辨濟に對する資源を供給せざるべからざるのみならず國債は又直接に人民の權利に關すること頗る大なるものあればなり。元來國債たるや後に説明するが如く之れを國內に起すと

外國に起すとの差異あれども原則としては今尙ほ國內に起債するものとす。然るに此の場合に於て債權者たる國家と債務者たる人民との關係を見れば一方には命令服従の關係あり國家は主權を以て人民に臨むことを得るものなり。是れを以て國債に付ては特に直接に人民の權利を保障して國家と雖も之れを侵害せざる様憲法に特筆せざるべからず。是れ即ち憲法中に國債に關しては議會の協賛を経べきことを規定せる所以なり。

今帝國憲法第六十二條を見れば其の規定左の如し。

新に租税を課し及税率を變更するは法律を以て之を定むべし。

但し報償に屬する行政上の手数料及び其の收納金は前項の限りに在らず。

國債を起し及び豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すは帝國議會の協賛を経べし。

此の規定に付て第一に注意すべきは租税の賦課に付ては法律を以て之れを定むべく國債の起債に付ては豫算外國庫の負擔と爲るべき契約と共に議會の協賛を経べしと云ひて法律を以て之を定むべしと規定せざりしこと是れなり。

之れを以て國債を起すには彼の豫算外國庫負擔の契約が豫算と同時に一種獨特の形式を以て議會に提出せらるゝが如く亦法律案豫算案以外に於て一種の獨立せる形式を以て議會に提出することを得べし。勿論法律は議會の協賛を経るものなれば法律を以て國債に關する規定を設くることは差支なしと雖も憲法の規定より推すときは必ずしも斯くの如きことを要せざるなり。然るに我現行の慣習は如何と云ふに國債を起すには其の度毎に一の法律案を草して議會の協賛を経ることゝ爲り居れり。

而して國債は一方より見るときは國家の歲出入の一部分を爲すものたるや勿論なれば憲法第六十四條に

國家の歲出歲入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし

との規定に依り豫算に計上して其の收支を豫定し又豫算の結果たる決算に現はれて其の收支を明了ならしむるは言ふまでもなし。是れを以て國債は一方には法律を以て規定せられ一方には豫算及び決算に計上せらるゝものとす。或は憲法第六十二條第二項の規定は國債を豫算に計上すべきものなることを

規定せるものと解し得られざるにあらず。然れども豫算に國債を計上すべきは豫算本來の性質上憲法第六十四條に依りて爲さるゝものにして憲法第六十二條第二項の規定を俟つことを要せざるものなりと解釋するを以て正當なりとすべし。

次に憲法第六十二條の規定に付て注意すべきは「國債を起すには帝國議會の協賛を経べし」と云ひて國債の償還に付ては何等の規定なきこと是れなり。此の點に付ては外國の憲法中には之れを明記したるものあれども我國の憲法には之れを缺けり。然れども事實上は起債の法律中に於て起債の條件は明定せられ。從て償還期限償還方法の如き大體の原則は起債の法律中に定まるが故に特に償還に關して其の制度特別の法律を要せざるなり。然れども其の償還たるや一國歳出の重大なるものなれば豫算中に之れを掲記すべきや固より論を俟たず。

尙ほ最後に注意すべきは國債の一種たる大藏省證券は前述せる憲法第六十二條第二項に依りて同じく其の起債につきて議會の協賛を要すべきものなり。

大藏省證券

然るに現行の慣例を見るに單に總豫算の説明中に記載するに過ぎず。夫れ説明は如何に特筆するとも説明にすぎず。一の議案となり議題として可否を表明すべき標的と爲ることなし。此の點につきては吾人は現行制度の不完全なることを感ずるものなり。

第二節 國債法規

國債に關する法規は現行法上大別して

- (1) 各箇の國債に關する法規
- (2) 一般に國債に通ずる法規

の二種と爲すことを得べし。吾人は先づ前者に付て説明し而して後後者に及ぶべし。

抑も明治の始めに當り初めて内國債として數へられたるは實に明治六年廢藩置縣の舉あるに際し從來舊諸藩に於て有せし負債を以て國債と爲したるものにして所謂新舊公債是れなり。而して新舊公債の爲めには明治六年三月太

各箇の法規

政官第百十五號布告を以て新舊公債證書發行條例を發布したり。是れ實に内債の權與たると同時に法規を以て國債に關することを規定せる濫觴なりとす。而して其の規定を見るに全篇十二條四十一節を以て成り新舊公債の區別證券の種類、償還の年限、利子の割合、利賦金の仕拂及證券の取扱等凡て細大となく悉く之れを網羅せり。即ち該條例に於ては公債一般に關する規定たると新舊公債に關し特殊の規定たるを問はず悉く之れを網羅せり。而して之に次で規定せられたる金札引換公債、秩祿公債、金祿公債、舊神官配當祿公債、起業公債、中山道鐵道公債、金札引換無記名公債等亦同一の主義を採りしもの、如し。

然るに明治十九年十月整理公債條例が勅令第六十六號として公布せらるゝや前者と稍趣を異にし其の整理公債條例には亦前者の如く一般に通ずる規定と特殊の規定とを混同せりと雖ども別に大藏省令として整理公債取扱順序四章三十一條を公布せり。此の取扱順序たるや公債條例の執行命令たるの性質を有するも其の規定の内容を見るに殆んど凡ての規定は(一二を除き)一般に通ずる法規の性質を具備せり。是れ實に一般的規定の固定せらるゝに至りし曙

一般的法規の
起り

光にして海軍公債を始めとし爾後起されたる軍事公債事業公債、鐵道公債、北海道鐵道公債、臺灣事業公債等皆之れを準用することゝ爲れり。之れを詳言すれば此等の公債條例は其の特殊の規定を除きて一方には整理公債條例中の一般的規定を準用し一方には整理公債取扱順序の大部分を適用することゝ爲れり。之れを要するに整理公債條例並に取扱順序は其の規定の内容に於て詳細精整の域に達したると同時に標準法規として之に包含せられたる一般的規定は常に他の公債に適用せらるゝことゝ爲れり。斯くの如くにして整理公債以後の公債條例は其の規定せる條項は常に其の公債に特殊なる事項のみ規定せられ従て特殊規定と一般規定との分界漸く明了となるに至れり。

然り而して一般的規定の一の單獨法規として制定せらるゝことゝ爲りたるは最近のことにして明治三十九年四月法律第三十四號を以て國債に關する法律(或は單に國債法と稱す)を制定し同年五月大藏省令第二十三號を以て國債規則を制定せしに依るものとす。此の國債に關する法律は九條より成り國債規則は六章八十五條より成れり。而して其の規定する所は(1)取扱店(2)證券(3)登

國債法、國債
規則

録(4)元金償還及利子仕拂(5)擔保及保證(6)時効等に關せり。即ち(1)起債の目的(2)金額(3)條件等を除き其の一般に關する事項は凡て國債法、國債規則に於て網羅することゝ爲れり。

之を要するに特殊規定と一般規定との區劃は明治三十九年に至りて始めて完備し特殊規定は起債の度毎に制定する條例に於て主として起債の目的金額及び條件を定め而して一般規定は彼の國債法と國債規則に依るものとす。

條例

次に國債法規の法律に依るものと否らざるものとに付て云はゞ明治二十三年以前には「法律」なるものなかりしが故に凡て太政官布告若くは勅令を以て規定せられたり。然るに明治二十三年以後に至りては前節に引用せる憲法第六十二條の條項に依り新に起債を爲すには凡て法律を以て制定することゝ爲り唯取扱手續を命令(大藏省令)にて規定せしむることゝ爲れり。但法律を以て規定するも名稱は舊に依りて何々條例と稱し何々法律とは稱せられざりき。是れ前後名稱の一致を以て便としたるが故ならん。

其他の法律

以上は國債法規につき其の大體を述べたるに過ぎず。詳細に言へば其他

種々なる規定あり。例之國債の銷却に關して明治二十九年二月法律第五號國債證券買入銷却法あり。大藏省證券に付ては明治十七年九月布告第二十四號大藏省證券條例並に明治三十八年二月法律第十七號專賣局及製鐵所据置運轉資本補足に關する件あり。中央銀行よりの一時借入金に關しては明治二十七年六月法律第十六號國庫金出納上一時貸借に關する件あり。國債の整理に付ては明治三十九年三月法律第六號國債整理基金特別會計法あり。鐵道會社々債繼承に付ては明治三十九年三月法律第十七、十八號鐵道國有法並に京釜鐵道買收法あり。其の其他の法律中に包含せらるゝものありて今茲に一々述ぶること能はず。章を重ねて説明の歩を進むるに従て漸次之に及ぶべきなり。

第三章 國債の機關

第一節 首腦機關

第一〇〇總說

國債は國家が債務者たる地位に立ちて起債證券の發行、利子の仕拂、元金の償

還等を爲さざるべからず。從て國債の事務を掌理する國家機關の必要なること論を俟たず。而して此の機關たるや或は之れを分類して執行機關と議決機關と爲すことを得べし。此の分類に従へば帝國議會が起債に協賛するが如きは後者に屬し大藏省又は其の命に依る日本銀行が實際起債の任に當るが如きは前者に屬すと云ふべし。

然り而して此の執行機關たるや更に分類すれば首腦機關と事務取扱機關とに分つことを得べし。首腦機關とは國債に關する實際の行動を支配し從て其の當否に對する責あるものを云ふ。然るに事務取扱機關とは此の首腦機關の命ずる所に従ひ唯其の事務に當るに止まるものにして所謂補助機關として動くものなり。而して我國に於て其の首腦機關は言ふ迄もなく大藏大臣に歸するなり。

第二、其の沿革

國債の首腦機關として大藏大臣其の任に當ることは前後一貫して同一なりと雖も、實際上大藏省の一分局として其の政務に當るものは種々なる變遷を経

たり。

國債行政事務の爲めに大藏省中に專掌の部局を設けたるは明治五年二月に負債取調掛を置きしに始まる。而して其の翌年七月には新に國債寮を設け以て負債取調掛を廢止せり。然るに明治十年一月には國債寮を廢して更に國債局を置き此の國債局は爾後明治三十年まで存続するを見たり。

然るに明治三十年四月の官制改革の結果國債局を廢し其の事務を從來主計局の管理せる事務の一部分と合せて新に理財局を設くることとなり。國債局に於て曾て掌理せる事務は凡て理財局國債課に於て爲すこととなり。然るに近年日露の戰役を経て我國債の増加は急激なる増加を呈するに至りしを以て單に理財局中の一課をして當らしむること能はず。茲に於てか臨時國債整理局なる一局を創設することとなり。

第三、臨時國債整理局

臨時國債整理局は明治三十八年十一月勅令第二百三十六號を以て設くる所にして。其の官制に由れば大藏大臣の管理に屬し國債整理に關する事務を掌

るものなり。之れを英譯すれば“The Special National Debt Consolidation Bureau.”とも云ふべく、其の名稱よりすれば單に國債の整理即ち國債の償還又は借換等の事務をのみ掌り新に起債するが如きことは其の範圍内に屬せざるが如しと雖も。實際に於ては然らずして國債整理局は國債に關する一切の事務を掌理するものたり。其の斯くの如き名稱を冒せるは日露戰役後我軍の政策が睨めて激増せる國債を整理するに存すればなり。

臨時國債整理局には第一課及び第二課を置く。其の掌理する所を列記すれば自ら國債整理局の事務の内容を知ることを得べきが故に試に之れを擧げんに。前者に於ては國債の募集及び借入に關すること、國債の償還に關すること、國債整理基金の運用に關すること、國債費及び國債特別會計の豫算及び決算に關すること、國債募集金及び借入金の收入に關すること、國債元利金及び手数料の支出に關すること、國債證券の様式及び記名登録其他證券の取扱に關すること、國債證券大藏省證券及び借入證書の製造出納及び保管に關すること、證券類の發行及び廢銷に係る作業に關することを掌り。後者に於ては國債簿の登

記及び國債計算書調製に關すること、國債費及び國債特別會計の出納記簿に關すること、國債諸計算書の下検査に關すること、局長の官印及び局印管守に關すること、文書の接受發送及び保存に關すること、統計報告に關すること、國債制度及び經濟事項の調査に關すること、經費の豫算及び決算に關すること、物品の授受及び保管に關すること、其他前者の主管に屬せざる事務に關すること等を掌るものとす。

第四臨時國債整理委員會

臨時國債整理局が國債に關する唯一の執行機關たるや前述の如しと雖ども、其他尙ほ大藏大臣を補助して審議を盡す一の機關あり。即ち臨時國債整理委員會これなり。其の設立は臨時國債整理局と時を同ふし明治三十八年十一月勅令第二百三十九號の定むる所なり。今其の規則に依れば臨時國債整理局委員會は委員長一人委員五人を以て之れを組織し。委員長は大藏大臣、委員は大藏次官、大藏省主計局長、理財局長、臨時國債整理局長及び日本銀行總裁を以て之に充て。特別の必要ある場合に於ては定員の外臨時委員を命ずることを得

べし。而して其の職務は既に述べたる如く大藏大臣の監督の下に國債整理に關する事項を審議するに在り。

第二節 事務取扱機關

第一、其の沿革

既に第一節の沿革中に於けるが如く首腦機關は其の名稱に差異を生じたれども其の實大藏省内の一部局に存したることは前後一貫せり。然るに其の下に立ちて單に事務取扱の任に當る機關に至りては前後其の者を一にせず。先づ明治六年に於て始めて新舊公債證書發行條例の發布あるや其の規定する所に從ひ各地方廳に公債掛を設けて之れが施行の任に當らしめたり。而して其の他の各種公債に關する事務の取扱も亦之に任せられたり。然るに明治十一年に至り起業公債證書發行條例の發布あるや其の規定する所に從ひ募集并に元利仕拂の事務は第一國立銀行及び三井銀行に委託することゝ爲れり。蓋し其の初めに於て事務取扱機關として銀行を指定せずして各地方廳をして之れ

國內

に當らしめたるは當時に於ては銀行事業の發達せざりしが爲め一時止むを得ざるに出でたるものなり。現に前述せる新舊公債證書發行條例にても拂方の取扱は大藏省の都合に依り追て各地に創立すべき國立銀行に命じ各代人として其の處置を爲さしむることあるべし。と明言せるを以て知るべし。

然るに更に進んで明治十六年に日本銀行の創立せらるゝや彼の中山道鐵道公債の如き金札引換無記名公債の如きは同行をして取扱の任に當らしむることゝ爲せり。而して明治十九年に至りては従前の各地方廳取扱の制度を全廢し之れに代ふるに日本銀行を以てするに至れり。

北海道廳又は府縣廳に於て取扱來候諸記名公債の元利賦金拂渡方の儀來十一月一日より總て日本銀行本支店又は代理店に於て之れを取扱はしむ云々

大藏省令
第二十四號

即ち斯くの如くにして地方廳は國債事務の取扱を離るゝことゝ爲れり。

以上は國內に於ける國債事務の取扱に付て述べたるものなり。次に外國に

外國

於ける國債事務に付て考ふるに當初は倫敦に在る東洋銀行をして之れを取扱はしめたり。然るに東洋銀行は爾後漸次衰運を呈せしかば政府も之れに顧みる所あり明治十七年其の倒産するや一時倫敦合本銀行をして之れが取扱の任に當らしめしが明治十八年一月以降は横濱正金銀行をして此の任に當らしむることゝ爲せり。而して之れが爲めに正金銀行をして倫敦に支店を設置せしめたり。然るに明治三十年に至り公債の取扱事務は内地のみならず外國に對しても凡て日本銀行をして之れに當らしむることゝ爲したるの結果日本銀行は正金銀行倫敦支店を其の代理店に充て其の任務を盡さしむるに至れり。以上を我國に於ける國債取扱機關沿革の大略とす。

第二〇〇〇〇〇〇 現行の制度

我國現行の制度は前述の如く内外國何れに關しても中央銀行たる日本銀行をして之れに當らしむるものとす。「國債に關する法律」明治三十九年法律第三十四號の第一條に曰く、

國債の起債元金償還利子仕拂證券登録に關する取扱手續は大藏大臣之を定

め日本銀行をして其の事務を取扱はしむ。

此の國債事務取扱機關は英語にいはゆる“Agency”なるものなり。

而して此の取扱事務を命ずるに付ては國債事務命任書なるものを大藏大臣より日本銀行總裁に達するものとす。現行國債事務命任書は明治三十九年六月大藏大臣達の指定する所にして三十六條より成る。其の最初の條項は左の如しと云ふ。

第一條 其の行は法律命令を遵奉し國債に關する事務を取扱ふべし。

第二條 國內樞要の地にして其の行本店支店又は出張所の設置なき所に在りては他の銀行を以て代理店と爲し本命令の事務を取扱はしむべし。但し土地の狀況に應じ代理店をして或る一部の事務を限り常時又は臨時に之を取扱を爲さしむることを得。

第三條 代理店の設置改廢及び代理店との契約事項は本大臣に届出つべし取扱店の位置又は名稱にして異動を生じたるとき亦同じ。

第四條 其の行は本命令に依る國債事務の取扱に關し一切の責任を負ひ政

府の損失を生じたる場合には之れを辨償すべし但し避くべからざりし事由あるときは之を證明して處分を請ふことを得
 日本銀行は國債事務の取扱を爲すがために其の行内に特に國債局なるものを置く。而して現今に於ては國債局は大略左の如き各係を置き其の事務を分掌せしむと云ふ。

- (1) 庶務係
- (2) 計算係
- (3) 證券係
- (4) 登録係
- (5) 仕拂係
- (6) 簿記係

而して實際上全國に亘りて國債事務の取扱を爲すものは所謂國債事務取扱店にして日本銀行本支店又は代理店を以て之れに充つ。其の名稱并に所管大略左の如しと云ふ。

取扱店

- 1 日本銀行本店。東京府神奈川縣埼玉縣千葉縣
- 2 同上大阪支店。大阪府兵庫縣和歌山縣奈良縣
- 3 同上西部支店。福岡縣山口縣
- 4 同上名古屋支店。愛知縣三重縣岐阜縣福井縣
- 5 同上小樽支店。北海道
- 6 同上京都出張所。京都府滋賀縣
- 7 同上福島出張所。福島縣山形縣
- 8 同上廣島出張所。廣島縣
- 9 同上長崎代理店(十八銀行)。長崎縣
- 10 同上新潟代理店(新潟銀行)。新潟縣
- 11 同上前橋代理店(第二銀行前橋支店)。群馬縣
- 12 同上水戸代理店(川崎銀行水戸支店)。茨城縣
- 13 同上宇都宮代理店(安田銀行宇都宮支店)。栃木縣
- 14 同上静岡代理店(三十五銀行)。静岡縣

- 15 同上甲府代理店(第十銀行)。山梨縣
- 16 同上長野代理店(信濃銀行)。長野縣
- 17 同上仙臺代理店(七十七銀行)。宮城縣
- 18 同上盛岡代理店(盛岡銀行)。巖手縣
- 19 同上青森代理店(第五十九銀行青森支店)。青森縣
- 20 同上秋田代理店(安田銀行秋田支店)。秋田縣
- 21 同上金澤代理店(十二銀行金澤支店)。石川縣
- 22 同上富山代理店(十二銀行)。富山縣
- 23 同上松江代理店(第三銀行松江支店)。島根縣
- 24 同上鳥取代理店(第三銀行鳥取支店)。鳥取縣
- 25 同上岡山代理店(二十二銀行)。岡山縣
- 26 同上德島代理店(三十四銀行德島支店)。德島縣
- 27 同上高松代理店(高松百十四銀行)。香川縣
- 28 同上高知代理店(土佐銀行)。高知縣

在外

- 29 同上松山代理店(五十二銀行)。愛媛縣
- 30 同人大分代理店(二十三銀行)。大分縣
- 31 同上佐賀代理店(佐賀百六銀行)。佐賀縣
- 32 同上熊本代理店(肥後銀行)。熊本縣
- 33 同上宮崎代理店(第四百七十七銀行宮崎支店)。宮崎縣
- 34 同上鹿兒島代理店(浪速銀行鹿兒島支店)。鹿兒島縣
- 35 同上那覇代理店(百四十七銀行冲繩支店)。冲繩縣
- 36 同上臺北代理店(臺灣銀行)。臺灣
- 37 同上東京丸ノ内代理店(日本興業銀行)。

而して以上の取扱店は日本銀行の指定する地に派出所を設置し同じく國債の募集并に元利金の仕拂を爲さしめ其の他國債に關する事務の取次を爲さしむるものとす。

次に外國に於ける事務取扱機關も亦日本銀行の代理店なることは既に述べたるが如し。即ち倫敦における横濱正金銀行支店、紐育に於ける同上銀行支店、

巴里に於ける Mess. Rothschilds, 伯林に於ける Deutsche Asiatische Bank. の如き是れなり。尙ほ是れを詳言すれば(1)外國債の元本の償還利子仕拂等に任ずるものは前述せる各の代理店にして、(2)内國債にして英貨を以て支拂ふべき裏書を有する公債證書の倫敦にて賣出されたるものに對し其の元本の償還と利子の仕拂に任ずるものは正金銀行倫敦支店なり。(3)又内國債にして裏書なくして外國市場に流動せるものに對しては本來其の元金の償還と利子の仕拂は本國日本に於てのみ取扱ふものなれども、倫敦紐育の各代理店は便宜上其の買上に應ずるものとす。其他公債證書の紛失滅失汚染毀損等に對しても倫敦紐育の代理店は其の取扱の任に當る。

第三特殊の場合

茲に特殊の場合とは彼の日露戰役の爲めに起債せる國庫債券の割引償還及び引換請求の場合に於て全國の郵便局が其の取扱機關と爲りしことなり。是れ明治四十一年四月遞信省令の定めたる所にして勿論前者の如く永久的の制度に非ずして單に國庫債券に付てのみ見る所の現象なりと云ふの外なし。

特殊の場合

今郵便局が取扱機關として採る所の手續の概要を擧ぐれば、國庫債券の割引償還に關し郵便局の取扱を受けんとする者或は國庫債券と國庫債券整理公債との引換に關し郵便局の取扱を受けんとする者が割引償還申込書若くは引換申込書を作り郵便局に差出すときは郵便局は前者の場合に於ては所轄一等郵便局を経て取扱銀行に送付し後者の場合に於ては郵便爲替貯金管理所を経て日本銀行に送付し更に一定の手續を経たる後郵便局は元金の拂渡又は引換證券の交付を爲すものとす。蓋し國庫債券の場合に於て特に郵便局を以て取扱機關と爲したるは一般公衆の便利を計るに依るものにして國庫債券の應募者或は所持者は其の募集の時期並に該公債の性質上全國に亘りて非常に多數なるを以て比較的少數の取扱店或は其派出所をして其の任に當らしむるよりも多數の郵便局をして取扱に當らしむるを以て便益とすること固より言をまたざるなり。

第四章 國債の起債

第一節 總論

第一〇起債の必要

國家と個人とを比較すれば種々の點に於て差異あることは學者の稱ふる所なり。而して起債の如きも其の國債たるは私債たるとは其の原則を異にするものとす。即ち一個人に在りては債務は存在せざるを以て經濟を立つるの途に合せるものとすべきも國家に在りては國債の存在を以て必要止むを得ざることとするのみならず寧ろ國家の發展上歡迎すべきものなりとするは實に今日に於ける狀勢なりとす。國債と雖も其の用途の當を得べくして其の金額が國力に相應すべきや勿論のことなれども此の範圍内に於て國債の存在するは尋常のことなり。蓋し個人と雖も其の地位職業一様ならず從て一律に之れを概論することを得ずと雖も苟くも一定せる所得に由りて生計を立つる者は成るべく負債を負はざる様心掛くべきは勿論進んでは常に若干の貯蓄を爲し以

て不時の用に供し老後の計を爲し子孫の繁榮を期せざるべからず。彼の商工業者の如く直接生産的の事業に従事ししかも其の収益の非常に多額なるものに在りては其の生産事業に投ずる運轉資本として他人より出資を仰ぎ以て大規模の事業を經營することが自己の資本のみを以て甘んじ小規模の事業に齷齪たるに勝るは吾人も亦之れを知る。然れども更に一步を進めて他人に資本を仰ぐことなくして大規模の經營を爲すことを得ば是れ何人も希望する所に於て所謂獨立自營の模範と云ふべし。之れを要するに個人に在りては債務は負擔せざるを以て原則とせざるべからず。然るに國家に於ては之れに異なり債務は寧ろ存在するを以て原則とすべし。惟ふに國家に於ては其の收入たるや一般國民より之れを徵收するを以て原則とし從て其の收入たるや支出を要する程度に止むれば足れり。是れ財政學上國家は出づるを計りて入るを制すべきものにして個人の如く入るを計りて出づるを制するものと異なる所以なり。國家が國民より多額の租税を徵收して多額の剩餘を生じ之れを蓄積するが如きは必要なくして人民を誅求するの非難を免るべからず。斯くの如く國

家は常に収入相當りて餘財なきを期すべきものなりとせば必要ある場合に於ては更に収入を得るの途を講せざるべからず。而して其の必要にして若しも一時に多額を要するものなりとせば租税の増徴を以て之れに充つることを得ずして勢ひ國債を以て之れに充つべきものとす。是れ即ち國家の性質より生ずる自然の狀態なり。

沿革上

今之れを古來の國債の歴史に徴して考ふるに古代に於て私人の貸借關係が或は一の罪惡なりしが如く考へられし時代は措て問はず其の後に於ても國債を以て國家の爲め不必要にして不利益と爲したることは私人が債務を負擔するを以て家計の宜しきを得ざるものと爲したると異なる所なかりき。然るに時勢進歩して國家文明の域に進むに及び國債を起すは常に必要止むを得ざるのみならず必要にして有益なることとして各強國共に競ふて進んで國債を負擔するに至れり。而して其の斯くの如き變化を呈したる所以のものは國家の爲すべき事業に大に變化を來したればなり。蓋し古代に於ては國家は人民の安寧秩序を維持すべきものなりとの觀念一般に行はれたるも未だ國家は人民

の幸福利益を増進すべき助長的職務を有することに想ひ當らざりき。是れ文化幼稚にして國際間の競争は唯武力にのみ限られたる時代に於て免れざる所なり。然るに今日の國家は然らず公安の維持と福利の増進とは所謂保安事務助長事務として行政上鳥の双翼の如く車の兩輪の如くに並稱せられ従て國家の之れに對する施設經營は大規模となり爲めに巨額の資を投じて或は鐵道を布設し或は港灣を浚渫し或は運河を開鑿し或は田野を開拓せざるを得ず。是れ實に國家の性質一變し各國共に國民の富力を以て競争する現今の時代に於て免る能はざる所なりとす。然り而して此等の事業の爲めに起す公債たるや決して徒消せらるゝものにあらずして之に由て國利國福を計ること大に之れを國家が起債の手段によらず袖手傍觀して助長の方法を講せざるに比して多大の利益あるや吾人の喋々を要せざる所なり。加之之れを國防の充實天災時變の發生戦争の破裂の如き點より考ふるも現今の國家は其の費用を要するに莫大の額に達せり。是れ國家が大規模に進みたる結果にして近く日露の戦役に二十億の國債を負擔するに至りたるを以て一證と爲すに足る。之れを要

經濟上

するに現今の國家は何れの點より見るも國債を起すは必然の勢にして又其の當を失はざる範圍に於ては有利なりと云はざるべからず。起債の弊は唯其の正鵠を失したる場合に於て之れを見るのみ。

以上は起債を國家財政の上より觀察せるものなるが更に國民經濟上より見るも現今に於ては少しも憂ふべきものあるを見ざるなり。蓋し往古に於ては資本は一般に缺乏を告げしを以て若しも政府の爲めに一時に多大の金額の請求に應ずることせば人民の不便は實に大ならざるを得ざりき。然るに現今に於ては文明國何れも民間の資本豊富となりしことは其の利子歩合の非常に低下せるを以て知るべく資本家は其の資本を放下する所を探すに日も是れ足らざるものあり。即ち國內の需用に應ずるのみならず外國に於ける需用に喜んで應ずるが如きは實に今日の現状にあらずや。果して然らば國債を起したりとて人民の之れに苦しむが如きことなきのみならず。國家の信用の鞏固なるや到底私人會社等の如何なるものも企及すべからざる所なれば資本家は之れを以て好當なる資本の放下所となすべく一般人民は之れを以て最も安全な

る貯蓄所と爲すべし。是に由て之れを觀れば國債は常に一國財政上のみならず經濟上に於ても有利なるものなりと云ふべし。

第二起債の要件

現今の國家に於て國債を起すことの必要は前述せる如くなるが其の實際國債を起すに當りては必らずや或る要件を前提として之れを具備せざるべからず。然らずんば其の國債は不成立に了るかたとひ成立するとするも國民の經濟上或は國家の財政上不利益なるを免れず是れを以て以下左に其の要件を列擧すべし。

自由契約

現今の國家に於て起債を爲すには第一に自由契約に依らざるべからず。是れ今日は當然のことに屬するも古代に於ては必らずしも然らざりき。故に此の自由契約に依る國債を稱して或は任意國債(National Loans at Free Will)と云ひ之に對するものを強制國債(Compulsory National Loans)と云へり。惟ふに強制國債たるや人民の自由意思に訴へずして強制的に金錢の貸付を受くるを以て普通とし威嚇脅迫又は干渉を試みて其の志を遂げんとするものなり。而して又

或る場合には人民に當然現金を以て拂ひ渡すべき代金等に對して之れを決行せず借受金の形を以て其の延期を強制するが如きも亦強制國債の一種に屬すべし。而して其の最も亂暴なるものに至りては貸與を受くると云ふは單に一片の辭令に過ぎずして其の實政府に對する上納と少しも異ならざるものあり是れ未開政府に於て暴君汚吏の時々行ひたる所に屬す。又其の返濟を爲すことを約するも之れに利子を附することを拒否し別に期限を定めずして財政の好機を見て之れを爲すべしとするものあり。凡そ此等の種々の體様たるや古代の歴史に散見する所なるが近世に於ては凡て國債を起すや任意的方法に依ることゝ爲れり。

今其の原因を考ふるに第一は國民の勢力強大となり國民的勢力は上下を通じて認められ上には議會の設けあり下には自治の制度を布き政府一箇の考へを以て壓制を施すこと能はざるに至りしこと是れなり。殊に國債の如き租税の如きは一國財政上人民の權義上最も重大なることなりとして議會の協賛を経て之れを行ふべきは立憲國一般の通義とする所なり。第二には政府も亦

有利

任意的方法に依らざれば到底其の希望を滿すに足るべき金額を集むることを得ざるなり。蓋し今日に於て國債を起すの必要を感ずるが如き場合は頗る巨額の金員を要するの時なり此の時に當り強制的に之れを納付せしむるが如き方法を探るも所要の目的を達すること能はず。如かず一般人民の利益の念慮と一致を保たしめ人民をして進んで其の資力の許す限り之れに應せしめんには。是れ昔時に於て比較的少額の強制借受けを以て其の目的を滿したると異なる所以にして畢竟以上二箇の事情は強制國債なるものゝ跡を絶つに至らしめたるものなり。

第二の要件としては國債は人民に有利なるものならざるべからず。即ち國債にも相當なる利子を附して其仕拂を確實にし又元金の償還の如きも國民多數の欲する所に從ひて相當なる期限を附するか又は附せずして爲さるべからず。而して此の場合に於て國民の利益を輕視し世の起債に十分なる條件を附せざるものを稱して愛國々債 (Patriotic National Loans) と呼べり。是れ蓋し國民の愛國心に訴へて不利益なる條件をも犠牲に供せしむると云ふ趣旨にして

其の名は頗る美なれども實際上其の效用頗る薄しと云ふべし。勿論前述せる強制國債ほど亂暴なるものにあらざれども其の相距ること五十歩百歩の間に至り。國家の財政より見るも國民の經濟上より見るも價值あるものと云ふこと能はず。蓋し愛國々債の如きは國家の財政を以て國民の經濟と全く關係なきものとして只管財政上の都合をのみ計りたるものなり。然るに今日の國家に於ては國家の財政と國民の經濟とは密接離るべからざる關係を有するものにして國民の經濟を妄りに損傷するが如きは國家財政上の利益にあらずして却て損失を來すものなり。國家の財政は畢竟其の基礎を國民の經濟上に置くものにして國民經濟單り打撃を被むり國家の財政のみ繁榮するの理由なければなり。之れを古來の沿革に徴すれば強制國債の最も古き歴史を有し愛國々債之に次で生じ遂に今日の如く任意的有利的の起債方法を採るに至りしものとす。而して今日の起債方法は之れを以上のものに對照して商業國債 (Commercial National Loans) なる名稱を與ふるものあり

次に起債上第三の要件と爲るは其の起債方法が一般的なることに在り。勿

一般的

論政府が或る物件の買収を爲し之れに對して代償國債を交付するが如き場合に於ては起債の性質上一般的なること能はずと雖も新に金員の借り受けを爲すに當り國民一般に對して或る條件を豫告し之に對して申込を爲さしむるは必要のことに屬す。是れも往時に於ては二三の富豪より所謂御用金と稱して借り入れを爲したることありしが現今に於いては第一に其の所要の金額膨脹して二三の者に依りて其の需用を満すこと難し。又たとひ之れに由りて其の需用を満すことを得べしとするも其の利益ある條件は之れを二三の私人に私せずして一般國民に均霑せしめざるべからず。社會の進歩するに従ひ國內の資力は益豊富となり資本家又は一般の國民は有利にして安全なる資本貯蓄の場所を求むるや切なり。此の時に當り國債の如き安全にして有利なるものは宜しく國民をして一般に之れに應せしむるの門戸を開放せしめざるべからず。此の兩様の理由は遂に今日に於て起債の募集の方法を原則として認めしむることとなり。一時借入金如きは例外として認めらるゝにすぎざるに至れり。之れを要するに國債を起すに當りては第一強制的なるべからず第二國民の

利益を犠牲に供すべからず。第三二三の私人に獨占せしむべからず。任意的
一般的有利的の條件を以て起債の基礎と爲すべきものとす。

第二節 起債の方法

第一。募集と特定。

起債の方法は其の債權者を定むるに一般的なると然らざるとに依りて之れ
を區別することを得べし。而して其の一般的方法に依る場合を稱して募集
と云ふ。此の募集 (Offer) は實に起債方法の主位を占むるものなることは前節
に説く所を以ても了解することを得べく從て起債とは殆んど募集のことを意
味するが如く募集以外に起債なきものなるが如くに考ふるは自然の状態なり。
即ち英語にて Raising と云ひ Placing と云ふが如きはもと起債の意味なれども
募集する場合に於て殊に此等の文字を充當するを以て見るも如何に兩者が混
同せらるゝやを知るべし。尙ほ募集のことは特に第三節として後に之れを説
くべし。

特定の場合

募集に相對して一般的ならざる場合は一定せる名稱なければども今假りに之
を特定の場合と名づけん。此の特定の場合とは例之政府が民間の或る事業を
買收するに當り其の對價を支拂ふ代りに債權者に國債證券を交付するとか從
來の國債證券に代ふるに他の國債證券を交付するが如き場合を云ふ。我國從
來の起債の經歷に徴し我政府は此の場合を左の五種に分つものゝ如し。

(一)代債發行。新公債、舊公債、秩祿公債、金祿公債、舊神官配當祿公債、
煙草專賣法、國庫債券等は之に屬し政府の負擔せる債務に對し公債證券を發
行して各債權者に交付するものなり。例之煙草專賣法明治三十七年三月法律
第十四號第八十九條に於て

第七十條第七十三條の補償金第七十二條第七十四條の買上金及第七十五條
の交付金に充つる爲政府は國庫債券を發行することを得
第七十五條の交付金は國庫債券を以て之を給付す
第七十條及第七十三條の補償金及第七十二條第七十四條の買上金は本人の
請求に依り國庫債券を以て給付することあるべし

と規定せるが如し

(二)紙幣交換發行。金札引換公債、金札引換無記名公債之れに屬す明治の初めに發行せる太政官札、民部省札及び新圓札等の各紙幣を回收し之れを銷却せんが爲めに紙幣所持人の請求に應じ平價を以て之と引換に證券を交付したるものなり。例之金札引換公債證券發行條例第四條に

何人に論なく太政官札、民部省札並に新圓札を所持いたし公布に従て利子を得ん爲め公債證券に交換せんことを欲せば次節の手續を経て其の金札類を大藏省紙幣寮へ差出し大藏省の都合を以て前章に載せたる兩證券の内受取る事を得べし

と規定せるが如し

(三)證券交換發行。即ち整理公債の大部分は此の發行方法に依れり。高利國債證券と交換して低利國債證券を交付したるものなり。整理公債條例第三十條に於て

従前發行の六分利附の公債證券を所有するものは元金償還の時本人の請求

に由り大藏省の都合を以て整理公債證券を交付することあるべし
と規定せるもの是れなり

(四)借入。征討費借入金、金祿公債償還借入金、紙幣銷却借入金、臨時事件費借入金、一時借入金等其の種類極めて多く一々枚擧すべからず。是れ政府が中央銀行又は特定せる銀行より必要な場合に金員の借入を爲すものなり。例之明治三十九年二月法律第一號臨時事件費支辨に關する件第一條に於て

臨時事件費支辨の爲め政府は一時借入金を爲し特別會計に屬する資金を繰替使用し及び公債を募集することを得
と規定せるが如し

(五)承繼。鐵道國有法及京釜鐵道買收法施行の結果舊鐵道會社が募集したる社債にして現に存在するものを政府に於て承繼したるものなり。鐵道國有法第四條に於て

政府は兼業に屬するものを除くの外買收の日に於て會社の現に有する權利義務を承繼す

と規定せるものは是れなり
今左に明治初年より明治四十年三月末日に至るまでの國債金額をあぐれば
左の如し。

- (1) 募集特別發行の分を含む。三十五億三千三百七十九萬六千六百六十圓
- (2) 代償發行 二億二千六百七十九萬千三百圓
- (3) 紙幣交換發行 千四百五十九萬九千五百五十圓
- (4) 證券交換發行 一億二千五百七十萬六千五百八十圓
- (5) 借入 十一億千八百八十二萬四千六百三圓
- (6) 承繼 千九百三十九萬二百圓

第二〇發行及登錄

發行

起債の方法は又他の分類に従へば發行及び登錄と爲すことを得べし。發行とは國債證券を發行して債權者に交附する方法にして最も普通に行はるゝものとす。英語にて之れを Emission or Issue と云ふ。人或は募集、發行共に起債の大部分の場合に行はるゝを見て募集と發行とを同一視し若くは募集と發行を

登錄

記名無記名

常に相伴ふが如くに看做すものあり。勿論起債の通常の場合には相伴ふを常とするも必ずしも相伴ふものにあらずして募集に依らざる發行例之代償發行の如しあると同時に發行に依らざる募集例之登錄國債の如しあり又兩者は其の意義に於ては全然特殊のものたるを知らざるべからず。發行に對するものを登錄 (Registration) とす。登錄とは國債證券を發行することなく其の債權者の氏名を政府の國債登錄簿に登記して之れを確認すること云ふ。然れどもこれは原則にして例外としては記名國債證券の所有者を同時に登錄することなきにあらず。是れ明治三十九年四月法律第三十四號國債に關する法律第二條の規定する所なり。曰く

國債の登錄は債權者の請求に因り之れを爲す此の場合に於ては證券を發行せず但し債權者の請求あるときは記名利札付證券を發行す
發行法は之れを二種に分つ。記名發行法、無記名發行法これなり。記名發行 (Inscribed Issue) とは其の發行する國債證券に債權者の氏名を記入し其の記名者に非ざれば元金の償還を受くることを得ざるを云ふ。之に反して無記名發行

(Issue to bearer.)とは其の發行せる國債證券に所有者の氏名を記入することなく即ち其の所持人が其の権利を行使することを得るものを云ふ。何れの國に於ても發行法には無記名を以て原則とし記名を以て例外とす是れ一に所有者の財産權として移轉讓與の便宜を計るに出づ。尙ほ其の詳細は後に於て特に一章を設け之れを説くべし。

甲種乙種

登録は之れを分ちて普通の登録と記名證券の登録との二種とす。前者は之れを稱して甲種登録後者は之れを乙種登録と云ふ。本來より云ふときは登録には甲種登録を原則とすること前掲の規定を見るも之れを知るに難からず。然れども實際の數額よりするときは乙種登録の方却て多きが如し。尙ほ登録のことに關しては第七章國債の登録と名づけて其の詳細を説明すべきが故に茲に之れを説かず。

第四。平價と割引

起債の方法は更に他の觀察に依れば平價起債法と割引起債法とに區別することを得べし。平價起債法とは平價(Par)を以て起債するものなり。之れを發

利害

行に付て言ふときは額面金額と發行價格と相一致する場合に云ふものなり。茲に額面金額とは即ち國債證券に記載せられ將來償還を受くべき金額の謂にして(Face-Value.)と云ふ之に反して發行價格とは實際政府が發行に由りて實收する所の金額にして Issue-Price なるもの是れなり。然るに割引起債とは之に反し割引(Discount)を以て起債するものなり。即ち發行の場合に付て言ふときは發行價格は常に額面金額より低きものを謂ふ。而して尙一步を進めて考ふれば發行價格が額面金額よりも高額にて起債せらるゝこともあり得べし之れを稱して高價起債又は發行の方法(Premium Issue.)と云ふ。

今此等の方法の由來を考ふるに既に前節にも説明したるが如く國債には利子を附するを常とす。而して其の利子歩合たるや當時に於ける市場の利子歩合と大差なきを期すべきは言を俟たず。故に若しも毎年利子として仕拂ふべき歩合が市場の利子歩合と大差なきに於ては其借入額或は實收額(即ち發行價格は額面金額或は償還額と同一なるべきは當然のとなり是れ即ち平價起債の生ずる所以なり。然るに政府は所謂其の利廻りに於ては畢竟市場の利子歩合

と大差なきを期すべきも其の利子歩合を少くして其の代りに發行價格を額面金額以下に在らしむることあり。是れ債權者又は應募者の便益を計るものにして政府も亦之れに由て募集額を多く得んとするに外ならず(若し募集する場合ならば)蓋し其の債權者中一部は之れを以て貯蓄の爲に供せんとする者あるべきも亦一部は之れを移轉賣買して其の間に利益を占めんとする者あるべし。而して前者の爲めには平價割引何れにても畢竟其の利害に於て大差なきも後者の爲めには割引法を便とすべし何となれば割引法に依れば市場に於ける國債の價格に上下昂低の範圍弘くして從て其の間に巨利を占むることを得べければなり。然りと雖も政府より見るときは平價法を以て利益とすべし。何となれば割引法に依れば其の利子歩合は市場の利子歩合よりも低きこと勿論なるが故に將來に於て低利の借換を斷行すべき機會なければなり。然るに平價發行法に依るときは時機を見て自由に低利の借換を行ふことを得べし。今我國の實例に付て見るに整理公債條例の如きは額面金額と發行價格との間に何等の規定を設けざるを以て見れば當然平價發行法を取れるものと云ふべ

く。之れに反して國庫債券發行規程明治三十七年二月大藏省令第四號に由れば

第二條 國庫債券利子の割合は一箇年百分の五とす

第六條 國庫債券の發行價格は額面百圓に付其の最低を九十五圓とす

とありて割引發行法を採りたることを知るべし

第五。擔保。

以上募集、發行、登錄、平價、割引等の諸法は起債の方法として其の主要なる地位を占むものなり、而して之れと聯關して起債を爲すには債權者の便利の爲めに或は擔保を提供することあり又据置年限を附することは其の常なり。以下左に簡單に之れを説明せん。

國債の擔保 (Security) とは若しも國債元金の償還又は利子の仕拂に差支あるときは一定の物件又は所得を提供すべきことを起債の當時に於て契約することとを云ふ。而して其の擔保となるべき物は或は國土の一部を以てすることなきに非ずと雖も是れ未開國に行ふべきことにして文明國に於ては一定の所

得即ち官有財産又は官商工業若くは海關稅よりの收入を以てすべきものとす。何となれば國土の如きは國防上國勢上非常に重大なる關係を有するものにして破産の境遇に在る國家にあらざるよりは之れを爲すを肯せざるのみならず債權者に取りても直に現金に代ふることを得ざる事情ありて之れを喜ばざればなり。然るに一定の所得の如きは國家の側より見るも債權者の側より見るも擔保としては頗る便利なるものと云ふべし。

我國に於ける最近の例は日露戰役に於て外債を募集したる際に在り。即ち左の如し。明治三十七年五月勅令第三百三十八號に曰く

第七條 本公債元利金の償還は關稅收入を以て優先に擔保せらるゝものとす。

又同年十一月勅令第二百二十九號にも

第七條 本公債元利金の償還は關稅收入を以て擔保す但し其の順位は明治三十七年五月發行六分利付英公債の後とす

明治三十七年五月發行六分利付英貨公債償還の後には本公債は關稅收入を

以て優先に擔保せらるべし

又明治三十八年三月勅令第七十八號に由れば

第六條 本公債元利金の償還は煙草專賣益金を以て優先に擔保せらるゝものとす。

の規定あり、而して國債の擔保は一般に外債を起す場合に於て其の必要を感ずるものにして内債の場合には其の必要なしと云ふべし。又一步を進めて云へば國債は私債と異なり國家の信用を以て債務を負擔するものなれば擔保を入るゝが如きは異例のことに屬す。即ち戰時に於て外債を募る場合等に其の實例を見るのみ。蓋し平時に於て起債に擔保を要すとせば是れ其の國の信用薄弱にして國力の振はざるを證明するものなればなり。

第六。据置年限。

据置年限 (Period remaining unpaid) とは起債の當時に於て債權者に對して起債より一定の期間は元金の償還を爲さざるべしと約定することを云ふ。而して是れは次の章に説明すべき確定國債の殆んど全部に通じて行はるゝ原則とす。

我國に於て内債は五年なるを通例とし整理公債以下大體之れに依る外債に至りては是れよりも長き原則とし十年以上十五年に亘るもの少からず。蓋し資本家より云ふときは國債に應ずるとするも直に償還せらるゝが如きことありては更に資本を投すべき場所を見出さざるを得ずして其の間利子の損失を免れ難し故に一旦國債に應じたる以上は其の權利として若干の年月間は其の償還に應せざるべしと云ふに在り。此のことたる私債の場合とは大に異なるものにして即ち後者の場合には債權者は自己の利害上一日も早く償還期限を定めんとするに反し前者の場合には短速なる償還は之れを拒否せんとするに在ればなり。

茲に注意すべきは据置年限とは元金の償還につきて之れを言ふのみ彼の利子の仕拂の如きは起債の年より一定の期日に於て規律正しく爲すべきものにして遅延することを許さず。

第三節 募集

第一〇〇 第一〇〇 第一〇〇 第一〇〇 第一〇〇

國債の募集 (Offer of National Loans.) とは其の直接なると間接なるとを問はず廣く一般公衆より國債を起すことを云ふ。換言すれば國債の財源を一般公衆に仰ぐことを云ふ。此の募集の方法たるや前述せるが如く現今に於ては國債證券の發行と共に起債の原則として採る所にして自由契約に依り多額の金員を有利の條件にて得んとするには是非とも此の方法に依らざるを得ず。然れども之れを沿革に徴すれば何れの國に於ても始めは特定の人より借入れを爲したるものなるのみならず其の募債を爲すに當りても應募申込者は少かりき。然るに一般人民も亦國債の有利にして安全なる貯蓄の具たるを知るに至りたると資本が饒富を告ぐるに至りたるとよりして益其の申込人を増加するに至り。従て政府に於ては都合よき條件を以て容易に所要の金額を得ることゝ爲れり。

茲に注意すべきは募入者と應募者とは相異なれるものなること是れなり。募入者とは國債の募集に應じたるのみならず實際募集入れとなりたる者を云ふ。

然るに應募者とは單に募集に對する申込を爲したるに止まり其の募集入れとなるか又は募集外れとなるかは未定なる状態に在るものなり。又應募と應募申込とは異れり即ち應募は申込が過去の状態に在るものなるに反し應募申込は單に申込を爲しつゝあるものにて申込を終りたる者にあらず。

今我國に於て明治の初年より應募申込人の如何に増加するに至りたるやを左に示すべし。

公債の名	募集の年	募入額	募入外れ額
中山道鐵道公債	(三回) 明治十七、八年	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一八、四二九、七〇〇
海軍公債	(四回) 明治二十、二十二年	一七、〇〇〇、〇〇〇	一六、九六八、八〇〇
整理公債	(五回) 明治二十、二十五年	三〇、一二二、七五〇	一三、四六〇、九五〇
鐵道公債	(二回) 明治二十六、七年	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇、二二五、三〇〇
軍事公債	(三回) 明治二十八、九年	九〇、〇〇〇、〇〇〇	八七、三〇三、九五〇
國庫債券	(五回) 明治三十七、八年	四八〇、〇〇〇、〇〇〇	一五二、四二八、一〇〇
第二〇直接募集と間接募集			

國債募集の方法は分て二と爲すことを得。直接募集法間接募集法即ち是れなり直接募集法(Direct Offer)とは政府が直接に一般公衆に對し一定の條件を提示して申込を爲さしむるを云ひ間接募集法(Indirect Offer)とは政府が直接に公衆を相手とせず政府は先づ銀行等の引受組合に對して募集すべき金額を引受けしめ而して此等の引受組合は更に一般公衆に對し自己の計算に於て應募の申込を爲さしむることを云ふ。

今此の兩者の利害を考ふるに現今我國に於ては内債には直接募集法を採り外債には間接募集法を採れり。蓋し直接募集法は一般公衆が國家の眞狀を解し十分の信用を置くに於ては原則として採用すべきものなり。何となれば國家は直接に應募條件を提示して其の申込を待つを得るが故に市場の景況に應じて最も公平に相當なる條件を以て契約を結ぶことを得べければなり。然るに間接募集に於ては政府は一に引受組合に信賴するが故に一方に所要の金額を得るの保證は十分なると同時に一方には其の條件に於て多少不利なる所あるは争ふべからず。何となれば引受組合は之れを更に一般公衆に示し應募せ

利害

しめて其の間に利益を得んとするものなれば政府の提示せる條件は到底引受組合の公衆に對する條件と一致すること不可能なればなり。是れを以て内國債に於ては直接募集法を原則とすべきや論を俟たず。若しも國內に於ても直接募集法に依るの不利なる場合あれば或は間接募集法に依るも不可なるにあらざれども國內にて國家の信用が十分に行き亘ることは文明國一般の眞狀なれば萬一の場合を除きては直接募集法に依る可きものなり。然るに外國に於て國債を募集するは之れを國內に於て募集するとは頗る其の事情を異にし國家の實力財政の狀態等十分に理解せられざること多く從て直接に募集するとするも果して能く募集額を充し得るや否や掛念なき能はざるなり。故に我國の現狀にては外債には間接募集法に依ることとなり居れり。但し將來に於て我國と西洋諸國との經濟關係が密接と爲り彼此能く其の眞相を解し得るに至れば或は直接募集法を採るの時あるやも知るべからず。之れを要するに直接間接の募集法は内外債に依りて其の據る所を異にするは我國の現狀なれども本來直接募集は募債の原則なれば將來に於て此の原則を廣く活用するに至る

特別發行

の期あるを望むものなり。

尙ほ終りに言ふべきは我國に於ては内債に於ても間接募集法の變體として所謂特別發行なるものを認むること是れなり。例之整理公債條例(明治十九年十月勅令第六十六號)に左の規定あり。

第六條 整理公債を募集するときは其の總額價格應募申込日限應募金拂込度數等は^{大藏大臣}之れを定め豫め告示すべし

大藏大臣は前項の手續に依らず市場の時價に準じ整理公債證書の價格を定め臨時之を發行して日本銀行に交附することを得但發行したる證書の金額及び價格は^{大藏大臣}其の發行の翌日之を告示すべし

而して此の特別發行は整理公債を始として鐵道公債、軍事公債、事業公債、北海道鐵道公債、臺灣事業公債、臨時事業公債並に大藏省證券の發行に之れを適用し其の金額を合算すれば無慮十二億二千八百五十九萬四千六百三十五圓にして之れを内國債の直接募集額九億三千百七十九萬二千五百二十五圓に比して却て其の多きを見る。今其の内譯を示せば左の如し。

確定公債(内債)

直接募集 八億四千六百四十三萬三千五百二十五圓
特別發行 三億三千四百八十八萬四千六百三十五圓

大藏省證券

直接募集 八千五百三十五萬六千五百圓
特別發行 八億九千三百七十一萬圓

第三高價申込少額申込

以上の直接募集法と間接募集法とは國債募集に於ける二大種別なるが尙ほ此の直接募集法には高價申込者と少額申込者を特遇する方法を採ること多し。今左に其の大様を説明せん。

高價申込

高價申込とは應募申込人が最低發行價格よりもより高き價格を以て申込を爲すものにして募入者として優先權を與ふるものなり。例之額面金額百圓につき發行價格を九十五圓以上なりとする場合に於て九十六圓、九十八圓等の價格を以て申込を爲すときは是れ即ち高價申込にして若しも應募申込額が募集額に超過する場合に於ては先づ九十八圓、九十七圓等の申込者の申込額を募入とし而して其の餘に及ぶものなり。蓋し此の方法は直接募集法に缺くべから

ざる所にして是に由て政府は人民の利益を害せざる範圍内に於て有利なる結果を見ることを得るものなり。例之整理公債條例明治十九年十月勅令第六十六號第七條は左の如き規定あり。

整理公債應募高每期需要の額に超過するときは大藏大臣は應募價格の高きものより順次證書を交附し需要額に得るに至らしむ其の價格同じきものは申込の高を割合殘少するものとす。

今左に高價申込に對する統計を掲げん

最高價格

制限價格

(1) 中山道鐵道公債

第一回
第二回
第三回

九十一圓五十錢
九十二圓五十錢
九十七圓五十錢

九十九圓
九十五圓

(2) 海軍公債

第一回
第二回
第三回
第四回

百五十五圓
百五十五圓
百一圓八十錢
百一圓八十錢

百圓
百圓
百圓
百圓

(3) 整理公債

第一回
第二回
第三回
第四回
第五回

百五圓
百三圓五十八錢七厘
百一圓二十錢
百一圓二十錢
百一圓五十錢

九十八圓
百圓
百圓
百圓
百圓

小額申込

(4) 鐵道公債 第一回 百六圓五十一錢 第二回 百九圓五十一錢

(5) 軍事公債 第一回 百四十二圓四十四錢 第二回 百三十二圓 第三回 百三圓

(6) 國庫債券 第一回 百五十圓 第二回 百二十五圓 第三回 百二十五圓 第四回 百一圓四錢 第五回 百一圓四錢

(7) 臨時事件公債 百圓

次に少額申込者に對しても特に優先權を與ふるの方法を採ることあり。此の方法たるや高價申込者に優先權を與ふると並び行はるゝものとす。蓋し其の趣旨の在る所は高價申込の場合に優先權を與ふると趣を異にし高價申込の場合には之に由り政府は申込者の利益を害せざる範圍内に於て有利なる條件を得んとするものなるに反し少額申込の場合には主として少額申込者の希望を貫徹せしむるに在り。即ち國民の多數をして最も安全なる貯蓄所を得せしめんとするに在り而して之と同時に政府に於ても亦成るべく廣く國民多數の資本を利用せんとするに在り。數回引續きて募債を爲さんとするが如き場合

廣告

に於ては殊に其の必要を感ずるものなり。今其の例を擧ぐれば例之整理公債條例第七條但書に於て

但時宜に由り二百圓以下の應募者には之れを減少せざることをあるべし

と規定し國庫債券發行規程第九條に於て

其の價格同じきものは申込高に割合ひ減少するものとす但し二百圓以下の應募者には之れを減少せず

と規定せるが如し。

第四直接募集の手續

直接募集法に依る場合に於て其の募債手續の大略を擧ぐれば第一に國債事務取扱店は大藏大臣の指定する所に依り左の事項を店頭に掲示し尙ほ其の地方の主なる新聞紙を以て之れを廣告するものとす

一、 募集金額

二、 利率及利子支拂期日

三、 据置年限及償還年限

帳簿

- 四、最低價格
 - 五、保證金額
 - 六、拂込期日
 - 七、拂込延滞日歩
 - 八、應募申込期日
 - 九、右の外應募申込に必要な事項
- 而して各取扱店は種々の帳簿を備へて是れに記入の準備を爲さるべからず。其の主なるもの左の如し。
- 一、日記簿
 - 二、元帳
 - 三、募集金受拂内譯帳
 - 四、拂込金記入帳
 - 五、乙種登録國債所管高帳
- 等これなり。

申込

而して國債の募集申込を爲す者あるときは應募申込書に保證金を添へて差出さしめ之れに對して保證金領收證書を交付するものとす。各取扱店は毎日の應募申込高を其の取扱店直扱のものと派出所取扱のものとを併せ即日日本銀行に電信を以て報知す

決定

募集締切期日を経過し募入者及び募入額決定したるときは之れを其の申込者に通知し其の募集外れ者に對しては保證金を拂戻すものとす。又募入者に對しては更に大藏大臣の指定せる期日中に保證金を控除したる跡金の拂込を爲さしめ之れに對して其の都度領收證書を交付す。而して其の拂込度數は多く二回以上に分つものとする是れ應募者拂込の便利を計りてなり。又或る場合には募入者に對し拂込金高完了せざる中に假證券を發行することあり此の場合に於ては領收證書を交付することを要せず。

拂込完了するときは國債證券を發行する場合には取扱店に於て保證金領收證書及び一期以下の拂込金領收證書と引換に該證書を交付す。若しも拂込期の末日までに拂込未済のものあるときは整理公債條例に由れば其の翌日より

交付

現拂込の日まで一箇年百分の七の割合を以て利子を徴收す。又以上拂込期日後三箇月を過ぎ尙ほ拂込を爲さざるときは公債證書を交付せず。且既に拂込の金額は還付せざるものとす。蓋し政府が公債を起す場合に於ては其の募集額は實際の必要額にして其の減額を見るが如きは最も注意して避けざるべからず。是れ即ち以上の如き嚴格なる規定ある所以なり。

第五章 國債の種別

第一節 内外國債

第一。内外國債の區別

國債は其の觀察點の異なるに依りて種々に分類することを得べし。從來學者が國債の種類として列擧する所は實に夥多にして十指を以て數ふべし。然れども其の多くは利害得失の判定上又は實際の制度上緊要なる分類にあらずして多少分類を弄ぶの嫌なしとせず。是れを以て本章に於ては平常慣熟して使用せられ又學理上重要な分類を説くべし。

國債は起債の地域を標準として區別するときには内國債及び外國債と爲すことを得べし。内國債 (Domestic National Loans) とは國內に於て起債するものを云ふ。是れをひ外國債 (Foreign National Loans) とは外國に於て起債するものを云ふ。是れを以て其の既に起債せられたる後に於て國債證券が或は外國に流出するか或は國內に流入することあるも夫は全く問ふ所にあらざるなり。茲に内外債の區別として言ふは起債當時に於ける状態に付ていふものとす。

是れを於て内外債の區別は精密に言へば其の應募者が内外人何れなるかと云ふことは多少異なれり。勿論大體に付ては同一なれども今日の社會に於ては外國人にして本邦に在留する者少からず又本邦人にして外國に在る者も少からず。是等の者が或は國債に應ずることもあるべし。此の場合に於て若しも國內に於て起債に應じたりとせばたとひ其の者は外人たりとも尙ほ内債應募者たるを免れず外債と云ふも亦類推す可し。蓋し斯くの如くするに非ずんば内外債を分つの趣旨無意味となりて學理上又實際上其の效益極めて少ければなり。

第二内外債の利害

之れを沿革に徴するに内債は古へより屢々其の形跡を見る所にして一國の財政窮乏の場合に當り止むを得ざるの手段として之に據りしこと少からず。然るに古代に於ては外債に至りては著しく嫌忌せられ外債に依るが如くんば遂に亡國の端を開くものなりとの思想は深く國民の頭腦を支配せり。又降りて外債に依るも以上の如き虞れ少しとする時代に於ても外債を募るが如きは一國の體面を損ずるものなりとして排斥せられたり然るに現今に及びては斯くの如き誤解は一掃せられ外債も決して耻辱にあらず又衰頹の端を開くものにもあらざることが了解せらるゝに至り。畢竟内外債何れに依るべきやは實際上の利害得失換言すれば國家の財政上國民の經濟上何れを採るべきか問題として識者の頭腦を支配することゝ爲れり。

内外債の利害は簡單に之れを結論すること能はず畢竟其の場合に於ける國民經濟上或は金融上の事情國家財政上の状態起債の原因事由所要金額の大小等に付て一々之れを攻究することを要す。

國民經濟上

今一國の金融上より觀察するときは一國の金融緩慢にして資本の需用少なく金融機關又は資本家等は其の資本放下の途を求めつゝあるが如き場合に於ては宜しく内債に依らざるべからず。之に反して一國の事業熱熾んにして資金の需用大に金融活潑なる場合に於ては宜しく内債を控へて外國に依らざるべからず。何となれば前の場合に於て若しも外債募集の舉に出づべしとせば金融は益緩慢となり資本を融通せんとする者は益無事に苦しみそれだけ國民經濟の調和救済を忽にすることゝなるべし。又後の場合に於て強て内債に依るべしとせば民間の事業家は爲めに其の資源を絶たれて勃興しつゝある事業も糧道を失ひ遂に挫折するの止むを得ざるに至ることなしとせず。之れを要するに國內金融の如何は内外債を擇ぶに重大なる關係を有す。

又所要の事情より觀察するときは例之戰時に於けるが如く其の起債すべき金額莫大にして而も數次の募債を要するが如き場合に於ては外債に依ること極めて有利なり。蓋し斯くの如き時機に當りてや國內の産業殊に貿易製造等の業は其の販路と估客を絶たれ従て萎縮すべきは理の當然なり。従て一時に

財政上

巨額を募債することゝせば國內人民の資力は枯渴に枯渴を重ねるに至るべきなり。故に此の場合に於ては内債に付ては國民の資力を減損せざる範圍に止め以て常に餘裕を保たしめ廣く外債を募集して之れに充つること必要なりとす。然るに之に反して平時に於て例之生産的事業を營むに當り其の金額さまで大ならざるに於ては先づ順序として内債を募集して國民の資本を假り而して後外債に及ぶを以て宜しきを得たるものとす。

之を要するに内外債は共に必要なるものにして一を以て他を排すべからず國民の資力充實して國民の應募力大なるに於ては宜しく内債に據るべく又國民の資力を損傷するか國民の應募が乏しきに於ては宜しく外債に據るべし。而して大體より言へば先づ順序として内債によるべきや否やを究め而して後外債に及ぶべきものとす。

第三。外債の募集

外債は我國現今の状態にては常に間接募集法に依る。間接募集法に於ては所謂引受組合或は「シンデゲート」に所要の金額を引受けしめ「シンデゲート」は更

に一般公衆に對して募集の方法を講ずるものなり。而して我國に於ける外債は一般に英貨を以て其の額面金額を記載し之れを以て計算の基礎と爲す。故に「英貨公債」(Sterling Loans)を以て呼ぶことあり。

我國に於て外債に依りたるは明治三年の九分利付外國公債を以て始めとす。今其の統計を示せば左の如し。

國債の種別	起債年	起債國	金額
(1) 九分利付外國公債	明治三年	英國	百萬磅
(2) 七分利付外國公債	明治六年	英國	二百四十萬磅
(3) 第一回四分利付英貨公債	明治三十二年	英國	一千萬磅
(4) 第一回六分利付英貨公債	明治三十七年	英、米	一千萬磅
(5) 第二回六分利付英貨公債	明治三十七年	英、米	一千二百萬磅
(6) 第一回四分半利付英貨公債	明治三十八年	英、米	三千萬磅
(7) 第二回四分半利付英貨公債	明治三十八年	英、米、獨	三千萬磅
(8) 第二回四分利付英貨公債	明治三十八年	英、米、佛、獨	五千萬磅

募集目論見書

(9) 五分利付英貨公債

明治四十年

英佛

三千三百萬磅

今左に一例として英貨公債募集目論見書を掲ぐ

第一回四分半利付英貨公債倫敦募集目論見書

申込簿締切期限千九百五年三月二十一日又は其の以前倫敦及紐育に於て募集

日本帝國政府四分半利英貨公債三千萬磅本公債は明治三十八年(千九百五年)一月一日發布法律第十二號及同年三月二十六日發布勅令第七十八號に準據し帝國の煙草專賣收入を以て優先に擔保せらる

應募價格百に付九十

千九百二十五年二月十五日額面價格にて償還但し千九百十年二月十五日又は其の以後は六箇月前の豫告を以て日本帝國政府に於て何時にても任意之を償還することを得

證書は無記名式にして百磅二百磅及五百磅の三種とし毎年二月十五日及八月十五日の兩度に仕拂ふべき半年利札を附す元金及利札は倫敦に於ては英

貨を以て紐育に於ては英貨一磅に付四弗八十七仙の確定換算率に依り合衆國金弗貨を以て仕拂ふものとす

本公債の一半即ち一千五百萬磅は日本帝國政府の許可に依り「クーン、ロエブ」社に於て倫敦發行銀行より之を引受けたるに付同社「ナショナル、シチー」銀行「ナショナル、バンク、オブ、コムマース」は本目論見書の條項に據りて紐育に於て之を發行す

利札及元金は倫敦に於ては「ビショップス、ゲート、ストリート、ウキズイン」百二十番横濱正金銀行紐育に於ては「ウォール」街六十三番六十五番横濱正金銀行代理店に於て之を仕拂ふべし。

拂込金に對する利子として千九百五年八月十五日拂利札を假證書に附す

「パース銀行」 香港上海銀行 横濱正金銀行

以上銀行は日本帝國政府より本公債發行の權能を附與せられたるに付英貨一千五百萬磅を募集す其の拂込左の如し。

(略す)

割當確定の際金額拂込をなすときは年二分の割合を以て割引すべし。
應募申込は英國發行銀行の爲獨逸、埃太利、匈牙利、和蘭、白耳義及瑞西に於ける
該銀行代理店に於ても之を受くるものとす。

本公債は千九百二十五年二月十五日額面價格を以て之を償還すべし但し日
本帝國政府は千九百十年二月十五日又は其の以後何時にても六箇月前の豫
告を以て額面價格にて本公債の全部又は一部を償還するの權利を有す一部
の償還を爲す場合に於ては在倫敦橫濱正金銀行及同行紐育代理店に於て普
通の方法に依り抽籤を以て之を行ふべし。

本公債の元利金は日本帝國政府の煙草專賣益金を以て優先に擔保せらる
日本帝國政府は煙草の耕作及生産を監督し及煙草の買入、輸入製造及販賣の
特權を有し而して日本帝國內に於ける煙草の專賣權を有す千九百五年より
六年に亘る會計年度に於て此財源より生ずる純益金は三千二百一萬千七十
二圓にして之を一圓に付八志零片二分の一の率を以て英貨に換算するとき
は三百二十六萬七千七百九十六磅十八志六片なり。

無記名式假證書は發行銀行に於て銀行受領書並に割當確定通知書と引換に
成るべく速に之を交付すべし假證書には各拂込期日より千九百五年八月十
五日迄四分半の利率を以て拂込金に對する利子の仕拂に供すべき利札一枚
を附すべし。

本證書は最終拂込金拂込後成るべく速に假證書と引換に發行銀行に於て之
を交付すべし申込は百磅に付五磅の保證金を添へ別紙書式に依り之を爲す
ことを要す。

割當なきときは保證金全部を返付すべく若し申込金額の一部分の割當あり
たるときは保證金の殘額は割當の際の拂込金に之を充當すべし拂込期日に
拂込を爲さざるときは既納の拂込金は總て沒收せらるゝものとす。

本公債發行に關する法律第十二號及勅令第七十八號の證明附譯文は各發行
銀行及中略に於て閱覽に供す。

本公債は適當なる時機を見て倫敦株式取引所の取引に上し且つ相場に掲載
することを請求すべし。

(下略)

千九百五年三月二十八日

第二節 確定國債流動國債

第一確定流動國債の區別

國債は其の性質より觀察すれば確定國債並に流動國債と爲すことを得べし確定國債 (Consolidated National Loans) とは比較的長きに亘る國庫の不足を補ふものにして其の起債に關する重要事項が豫め議會の協賛を経たる法律を以て確定せるものを云ふ。而して其の起債に關する重要事項とは起債すべき金額利子歩合其の他償還の方法等を總稱す。然るに之に反して流動公債 (Floating National Loans) とは國庫一時の不足を補ふものにして起債に關する重要事項が法律を以て豫め確定せられず政府自由に之れを定むることを得るものなり。之れを換言すれば金額と期限の最高限度に付てのみ議會の協賛ありて其の他の點に付ては束縛する所なきものなり。

特徴

以上は兩者の定義なるが其の特徴を一言すれば確定國債は其の期限の長さものなるに流動國債に至りては期限は短きを常とし一年或は二三年を出入するに過ぎず。然りと雖も期限の長短は比較的のことにして程度の差に過ぎず故に或る國債が果して確定國債なるや流動國債なるやを知らむと欲せば前掲の定義に照して考へざるべからず。

此の兩者中確定國債は勿論國債の要部を占むるものにして普通に國債と云ふときは單に確定國債のみを指すほどなり。然り而して此の兩者は定義に付て見るも明かなるが如く其の用ひらるべき場合を異にし一は比較的長期に亘る國庫の不足を補ふものなるに反し一は國庫一時の不足を補ふに過ぎず。従て此の兩者を比較して其の得失を論議すること能はず。

第二確定國債

確定國債は其の期限に付て分ちて二となすことを得べし。

(1) 永遠確定國債

(2) 有期確定國債

是れなり。永遠國債(Perpetual National Loans)とは豫め其の償還期限の定めなきものを云ひ有期國債(Terminable National Loans)とは償還期限に一定の限度あるものを云ふ。

永遠國債

先づ永遠國債に付て考ふるに之れを皮相より見れば永遠國債の如きは政府に特權を與ふるに過ぎ債權者の權利利益は政府の爲めに蹂躪せらるゝの虞れあるが如し。何となれば政府にして期限の定めなきを口實として元金の償還を爲さざる時は債權者は爲めに損失を招くに至るの疑ひあればなり。然りと雖も更に之れを考察するときは永遠國債は決して債權者の利益を損傷するものにあらざることを知る。蓋し永遠國債にして國家の信用鞏固ならざる國家に存在すと假定せば論者の言寔に理あり。然れども實際に於て斯くの如き國家に於ては決して永遠國債の存在あることを許さず常に永遠國債の存せざるのみならずや其の償還期限も長きに亘ること能はざるなり。永遠國債の存在を實驗する國家は國家の富強信用に於て最も鞏固に最も優勢なる文明の第一等國あるのみ。即ち斯くの如き國家なるが故に元金に對する利子の仕拂の

我國の國債の期限

如きは規律的に之れを遂行して誤ることあるなし。既に利子の仕拂に於て永久を通じて過ることなしとせば彼等は是れを以て満足の意を表するなり。何となれば資本を放下するは之に由りて利子を得るに在りて資本の償還を受け之れを放下する場所を見出さざるが如きは資本家の最も苦痛とする所なればなり。然り而して永遠國債の所有者にして萬一の場合に於て資金の必要を感ずとせば之れを賣却することに由りて自由に所要の金額を得べし又之れが譲受人より見るときは最も安全なる資本の貯蓄所にして報酬たる利子は最も精確に仕拂はるゝが故に此の利子に相當すべき金額を抛ちて其の國債を償ふは彼等の最も希望する所なるべし。之れを要するに永遠國債は到底個人の經濟に於て見ること能はざるものにして最も進歩せる國家の特色なりと云ふべく經濟の進歩せざる國家には到底存立すること能はざるものなり。我國に於ては未だ永遠國債の存在なく國債は總て有期國債なり。而して其の期限に至りては國債の種類に依りて一様ならず。今現存せる國債に付て見れば左の如し。

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 舊公債 | 五十ヶ年賦 |
| (2) 海軍公債 | 据置期限後三十ヶ年間 |
| (3) 整理公債 | 同上五十ヶ年間 |
| (4) 軍事公債 | 同上五十ヶ年間 |
| (5) 五分利公債 | 同上五十ヶ年間 |
| (6) 臨時事件公債 | 同上二十五ヶ年間 |
| (7) 臺灣事業公債 | 發行の年より四十五ヶ年以内 |
| (8) 第一回国庫債券 | 募集の年より五ヶ年以内 |
| (9) 第二回国庫債券 | 同上七ヶ年以内 |
| (10) 第三回国庫債券 | 明治三十八年より七ヶ年以内 |
| (11) 煙草專賣法國庫債券 | 發行の年より七ヶ年以内 |
| (12) 四分半利付英貨公債 | 据置年限後十五ヶ年間 |
| (13) 第一回四分利付英貨公債 | 同上四十五ヶ年間 |
| (14) 第二回四分利付英貨公債 | 同上十ヶ年間 |

(15) 五分利付英貨公債
第三流動國債

同上二十五ヶ年間

流動國債は我現行制度は分ちて二種となす。

(1) 大藏省證券

(2) 借入金

是れなり。大藏省證券は其の名稱の示すが如く短期付證券的流動國債なり。之に反し借入金は流通證券を發行するものにあらず借入金は彼の登録國債と共に證券國債に相對するものなり。大藏省證券とは國庫一時の不足を補ふものにして從來我國にて發行せるものは左の三種に分れたり。

- 大藏省證券
- (1) 一般會計補足のもの
 - (2) 臨時軍事費補足のもの
 - (3) 商工業据置運轉資本補足のもの
- 一般會計補助の爲めに發行する大藏省證券は明治十七年第二十四號布告大

藏省證券條例の定むる所にして普通に言ふ所の大藏省證券 (Treasury Bills) なり其の規定に依るときは此の種のもは其の發行したる年度の歳入を以て仕拂を爲すものとす。故に其の期限は遅くとも金庫出納閉鎖期即ち翌年度六月三十日を経過することを得ず又其の第四條に依るときは仕拂期限は十二ヶ月以内に限られたり。蓋し我國に於ては年度の開始期は四月一日なるに四五月の交は歳入少くして歳出を支ふるに足らず。若しも歳入の納期を改正して之れを繰り上げんとせば納税者の不便を醸すの虞れあり。是れを以て租税の收納を待て仕拂ふべき短期の公債を發行するの必要を生ず是れ即ち大藏省證券にして是れ其の期限が一年度内に限られ其の年度の歳入を以て支拂ふことを要すと規定せる所以なり。故に此の種のもは近年に至り年として其の發行を見ざるはなく殊に國債の激増せるに伴ひ其の利子仕拂の關係よりして其の發行額は著しく増加せり。

次に臨時軍事費補足の爲めに發行せる大藏省證券は明治三十八年法律第十二號明治三十九年法律第一號の定むる所にして日露戰役により臨時軍事費特

別會計の一時の不足を補ふが爲めに用ふるものとす。而して其の期限に至りては臨時軍事費特別會計の年度が一ヶ年を以てせずして戰爭終局までとしたるを以て従て普通の大藏省證券よりも長きを加ふるは自然なり。然れども其の年度の歳入を以て仕拂ふべきものたるに至りては異なることなし。

最後に商工業据置運轉資本補足の爲めに發行する大藏省證券は明治三十八年法律第十七號の規定する所にして專賣局及び製鐵所の爲めにのみ用ひらる之れを稱して融通證券と云ふ。

第一條。專賣局及び製鐵所の据置運轉資本に不足を生じたるときは大藏大臣は融通證券の發行に依り一時之を補足することを得但し其の金額は專賣局に在りては二千萬圓製鐵所に在りては千二百萬圓を超過することを得ず。

第二條。前條の融通證券は遅くとも翌年度に之を償還すべし。

第三條。本法に依りて發行する融通證券に關しては本法に規定するもの、外大藏省證券條例を準用す但し大藏省證券條例第四條第一項は此の限に

在らず。

明治四十年三月末日調査に依れば以上三種の大藏省證券の從來發行せる金額は左の如しと云ふ。

- (1) 普通の大藏省證券 三億千三百六萬六千五百圓
- (2) 臨時軍事費大藏省證券 五億七千六百八十萬圓
- (3) 融通證券 八千九百二十萬圓

而して發行年に付て言へば布告第二十四號の大藏省證券は明治十九年より二十二年まで之れを發行せしが二十三年後三十三年までは之れを發行せざりき。然るに三十四年に至り二千七百三十五萬餘圓の發行あり爾後毎年繼續して以て今日に及べり。

借入金

次に借入金に付ては夥多の種類あり然れども之れを大別するときは。

- (1) 一會計年度間の一時借入金
- (2) 特別の目的に依る借入金

との二種と爲すことを得べし。前者は即ち明治二十七年法律第十六號國庫金

出納上一時貸借に關する件に定むる所なり。曰く

第二條 政府は國庫金出納上一會計年度間一時不足を生ずるときは相當の利子を附し日本銀行より借入を爲すことを得。

第三條 前條に依り政府の借入るゝことを得べき金額は大藏省證券發行額と合せて當該年度該證券の發行最高額を超過することを得ず。

故に此の種の借入金は一會計年度の歳入出の調和を計るものたること普通の大藏省證券と全く異なる所なし。

然るに後者に至りては其の種類頗る多く例之征討費借入金、金祿公債償還借入金、假皇居造營費借入金、鐵道布設費借入金、紙幣銷却借入金、臨時軍事費借入金、償金預け金借入金、台灣事業繰替借入金、清國事件費借入金、製鐵所作業資金繰替借入金、臨時艦艇製造費借入金、軍用切符銷却金借入金等の如し。而して前者に在りては常に日本銀行より借入るゝものなるに反し此等のものは或は日本銀行より借入れたることあるも第十五銀行台灣銀行橫濱正金銀行等より借り入れたることありて一定せず。又其の期限に至りても一年度内なることを要せ

ざるなり。

從來借入金として起債せるもの、主なるもの左の如しと云ふ。(明治四十年三月末日調査)

- (1) 明治二十七年法律第十六號の一時借入金 四億五千六百六十九萬圓
- (2) 征討費借入金 一千五百萬圓
- (3) 金祿公債償還借入金 一千四百十三萬餘圓
- (4) 紙幣銷却借入金 二千二百萬圓
- (5) 償金預け金借入金 九千九百四十四萬餘圓
- (6) 清國事件費借入金 一千五百五十萬圓
- (7) 軍備補充費一時借入金 四千五百五十萬圓
- (8) 臨時事件費一時借入金 三億七千三百二十五萬圓
- (9) 軍用切符銷却借入金 一千五百二十五萬餘圓

第六章 國債證券

第一節 國債證券の形式

第一總説

既に述べたるが如く國債の種類或は起債の方法は分て二種となすことを得べし。一は國債證券を發行して債權者に交付するもの一は國債證券を發行することなく國債の權利者の氏名を政府の國債簿に登録するものこれなり。前者の場合に於ける證券は國債證券(National Loan Bond)と云ひ後者の場合に於ける國債は登録國債(Registered National Loan)と稱す。是れを以て國債證券とは一國の政府が國債の權利者に交付する要式的證券なりと云ふことを得べし。

今國債證券を以て一國政府の發行する紙幣に比較するに多くの點に於て相類せり。即ち第一、共に一國政府の發行するものなることなり。第二、一定の形式を必要とし其の形式を備へざる時は證券たるの效力を有せざることなり。第三、兩者共に其の所持者は自由に他人に讓渡するを得ること是れなり。殊に

紙幣と比較

無記名國債證券に至りては其の流通が殆んど紙幣と擇ぶ所なしと云ふも可なり。

然りと雖も國債證券と紙幣とは亦多くの點に於て異なれり。今試みに之れを列舉せんか。

(1) 兩者は其の目的に於て異なれり。即ち兩者は其の形式より見て流通力ある點は酷似すと雖も根本的に言へば其の發行する目的に於て同一なりと云ふことを得ず。何となれば紙幣はもと通貨の一種にして貨幣の代用を爲し所謂交換の媒介價格の標準たらんことを期するものなり。然るに國債證券は政府が現金の必要を感じ之れを借り入るゝが爲めに發行するものなればなり。從て紙幣の如きは經濟學上「通貨」の一種として論じ國債證券の如きは「有價證券」の一種として論ずる所以なり。

(2) 其の利子の有無に於て異なれり。即ち以上の結果として紙幣には利子の存在を認むべからず。若しも紙幣に利子を附するが如きことあらんか。其の利子にして市場の利子歩合よりも低き場合には不都合なかるべきも其の

利子にして市場の利子歩合よりも高き場合には紙幣は深く各人の囊中に藏せられて通貨の通貨たる效用を呈せざるに至るべし。況んや政府は必要なくして巨額の利子を仕拂はざるを得ずして國家財政上極めて不得策なるに於てをや。然るに國債證券に於ては利子の存在するは固より尋常のことなり。國債と雖も亦一種の放資方法なりとせば利子なくして人誰れか喜んで之れに應ずる者あらんや。

(3) 兩者は通用期限の有無に從て異なれり。紙幣は其の性質上通用期限なきを本則とす。國法を以て其の流通を禁止するまでは其の效力を繼續するものなり。然るに國債證券には寧ろ通用期限の存在するを以て原則とすべし。蓋し文明先進國に於ては或は永遠國債なるものありて其の償還期間の豫め定められざるものありと雖も多くは償還期限が豫め一定せられ從て其の流通は永遠に亘ること能はざるものなり。況んや永遠國債と雖も政府の意思によりて有利の時機には常に借換の行はるゝものなるに於てをや。

(4) 其の通用區域に於て廣狹の差異あり。即ち紙幣はもと貨幣の代用を爲す

に在るが故に其の通用區域は原則として一國以外に及ぼすこと能はず。然るに國債證券に至りては是れ政府の債務を設定するものなれば國の内外を問ふの必要なし。是れ即ち内國債外國債の並存する所以にして亦其の内國債の國債證券も外國の市場に流出して通用せらるゝ所以なりとす。紙幣は或る國家が貨幣同盟を結ぶにあらざるよりは斯くの如き現象は見ることは能はざるなり。

其の他紙幣と國債證券との差異を擧ぐれば種々あるべしと雖も其の主なるものは以上に列擧せるが如し。

次に國債證券の性質を略言せば要式的なることは其の一なり。證券其のものに由て權利を證明するを要することは其の二なり。

國債證券が要式的なりとは國債證券の一定せる種類のものには其の形式一定し其の記載するを要すべき事項に於て缺くるときは之れを以て形式に於て缺くる所ありとして無効とすることを云ふ。例之政府に於て鐵道國債證券を發行するに當りて斯くくの様式を採ることを公示せるに若しも其の様式の

國債證券の性質

要部の欠缺する證券あらば設令政府の發行する所なりとするも之れを以て無効なりと爲さざるを得ざるなり。

次に國債證券は證券其の者に由て權利を證明するものなり。若しも證券を紛失するが如きことあらば理論上其の所有者は其の權利を消滅するものなり。其の拾得者が之に由て償還を受くるときは所有者は更に其の權利を主張することを得ず(無記名國債證券ならば)何となれば其の所有者は證券の存在を失ひたれば從て之れが權利を主張すること能はざるなり。

第二記名式と無記名式

國債證券は之れを分て二種となすことを得べし。記名式のもの無記名式のもの是れなり。

明治三十九年四月法律第三十四號國債に關する法律は此の原則を規定せり。即ち其の第二條に曰く。

國債に對しては無記名利札付證券を發行す。

國債の登録は債權者の請求に因り之れを爲す此の場合に於ては證券を發行

せず但し債権者の請求あるときは記名利札付證券を發行す。即ち之れに由れば現今我國にては無記名式のものゝ原則とし記名式のものゝ例外とすることを知るべし。前者は之を National Loan Bond to Bearer と云ひ後者は之を Incribed National Loan Bond. と云ふ。

我國の沿革

斯くの如く現今に於ては無記名式が原則なりと雖も我國に於ても以前より凡て無記名式を原則としたるものにあらず。否昔時發行したる我内國債證券は重に記名式に限りたり。(外國債は凡て始めより無記名式なりき) 例之新舊公債證券の如き秩祿引換公債證券の如き金祿公債證券の如き皆然り。金札引換公債證券の如き記名式無記名式の二者を採用せりと雖も此の兩者は截然區別して彼此の轉換を禁止せり。而して無記名式を以て原則とせるは彼の起業公債證券にして爾後引繼ぎ今日に及べり。惟ふに無記名國債證券の往時に行はれざりしは單り政府の政策の幼稚を責むべきにあらず一般經濟社會の狀態は未だ無記名式の便益を感知せざりしに依るものなり。而して現存せる國債證券中無記名式を認めざるものは單り舊公債證券あるのみ。

今記名式より無記名式に進歩せる狀態を明にする爲め左に百分比の年別表を掲ぐ。

	記名證券	無記名證券
明治十二年	九四、六〇	五、四〇
同十五年	九四、八二	五、一八
同十八年	八五、一一	一四、八九
同二十一年	六六、八九	三三、一一
同二十四年	五〇、三五	四九、六五
同二十七年	四二、七〇	五七、三〇
同三十年	二九、九四	七〇、〇六
同三十三年	二一、六四	七八、三六
同三十五年	一九、六〇	八〇、四〇
同三十七年	一五、六二	八四、三八
同三十八年	一二、〇四	八七、九六

兩者間の變換

同 三十九年	七、六八	九二、三二
同 四十年	四、五〇	九五、五〇

又記名證券と無記名證券との關係を見るときは前述せる如く金札引換公債證書の如きは其の始め記名式と無記名式とを併用し債權者の選擇に任せたるも發行後に至りて任意に變換することを許さざりき。然るに起業公債證書が無記名式を本體とし任意に記名に變更することを得せしめたるより後漸次變遷して任意記名式は内國債證券の通性となるに至れり。而して整理公債證書發行以後は債權者の望に應じ雷に無記名證券を記名證券に變換することを得るのみならず記名證券を無記名證券に變換することをも許可することとなり以て今日に及べり。

今左に國債證券記名及無記名變換高を年代別に分ちて掲記す。之に由りて見るも如何に記名證券より無記名證券に變換するもの年と共に増加するやを知らん。

年代

記名に變換

無記名に變換

明治十九年	一一五	—
同二十二年	三一七七	四三四
同二十五年	二、三〇二	三五一
同二十八年	二、四一八	四、九七九
同三十一年	八二一	一〇、二六四
同三十四年	二、三二三	一二、三〇九
同三十五年	四、一六二	一〇、三六七
同三十八年	三、六九六	一〇、九五三
同三十九年	四、四二一	一一、九八一

斯くの如く無記名式は現今國債證券の原則とする所なりと雖もさればとて絶対に無記名式を採り記名式を認容せざるが如きは其の必要を見ざるのみならず却て不便を來すべし。何となれば國債證券の所有の目的は其の所有する者の身分職業等に依りて一様ならず。或は市場の景況に依りて賣買讓與を爲すを便とするものあり。或は之れを以て貯蓄の一方便と爲し永く之れを保存

せんとするものあり。前者の爲めには無記名式を以て便利とすべく後者の爲めには記名式を以て便利とすべし。故に此の兩者の自由變換を許すと共に此の兩者を並存せしめんことは永久に亘る原則なりと云ふも不可なし。

第三、國債證券の記載要項

國債證券は其の記名式たると無記名式たるとを問はず左の數項は共通に記載を要する點とす。

- (1) 國債證券の名稱
- (2) 額面金額 (Face-Value.)
- (3) 責任者の記名捺印
- (4) 臺帳と契印
- (5) 記號及番號 (Mark and Number.)

以下順次之れを略説すべし。

第一に國債證券には其の證券の種類を示すべき文字なかるべからず。例之整理公債證券と云ひ鐵道公債證券と云ひ軍事公債證券と云ふが如し。若し此

證券の種類

額面金額

の文字なくんば其の證券は果して何れの國債に屬するやを知ること能はざるなり。

次に國債證券には額面金額を記載せざるべからず是れ言ふを俟たざる所に於て額面の記載萬一誤謬に出づるとするも其の證券は之れに記載せる額面金額通りに通用せらるゝものとす。例之政府が五十圓の證券を發行するに過ちて五千圓のものを調製し交付したりとせば此の證券其の者は亦疑ひもなく五千圓の證券にしてそれだけの價值を有するものなり。

我現行制度上額面金額の種類は國債規則明治三十九年五月大藏省令第二十三號第五條の定むる所なり。曰く

國債證券の額面金額は特別の規定あるものを除く外五十圓百圓二百圓五百圓千圓二千圓五千圓及び一萬圓の八種とす。

然れども既往に發行せる國債證券にして現存せるものに付て見れば其の種類必ずしも一様ならず。海軍公債證券の如きは僅かに百圓五百圓千圓の三種を認め舊公債證券は二十五圓五十圓百圓三百圓五百圓の五種を認め鐵道公債

證書は五十圓百圓五百圓千圓五千圓の五種を認めたり。又其の最低金額に付て言へば國庫債券は二十五圓券を認め臺灣事業公債證書は十圓券を認め此の點も亦必ずしも一樣ならず。

又外國債に付て見れば大略以上の種類に由るも凡て二種三種若くは四種に止めたり。即ち四分利英貨公債證書第一回分が五十磅百磅五百磅の三種に分たれ同上第二回分が十磅二十磅百磅二百磅の四種に分たれ五分利英貨公債證書が二十磅百磅二百磅の三種に分たれたるが如し。

又大藏省證券に至りては大藏省證券條例(明治十七年九月布告第二十四號)第四條には

大藏省證券は百圓以上とし其仕拂期限は十二箇月以内とす

と云ひて其の種類を明示せず。然れども普通に於て百圓五百圓千圓一萬圓十萬圓の五種に分たるゝを常とす。其の他明治三十八年の法律第十二號及第十七號に依るものを見るも五百圓千圓一萬圓十萬圓の四種に分たる。蓋し大藏省證券の應募者は實際上銀行其の大部を占むるが故に其の額面金額は愈にし

て大なり。

惟ふに額面金額の大小の如きは國債殊に内國債募集の時に當り注意すべき點にして其の金額は第一整理上一の二倍又は二分の一と云ふが如き數字を以て表はるべし第二、成るべく各種の金額を網羅して各種の應募者に便利ならしむべし額面の種類少きか其の金額が大小一方に偏するは不可なり。第三、國庫債券の如き國民大多數の應募者を得んとするものは最小額を低からしめ大藏省證券の如く常に銀行が利用する所のは其の最大額を嵩むべし。

次に責任者の記名捺印を要するや言を俟たず。内國債に付ては從來大藏大臣並に國債局長(理財局長)の署名と捺印を爲したり。然るに外國債に付ては駐外日本全權公使(大使)の署名と横濱正金銀行代理者の副署正金銀行か日本銀行の代理店としてとに既に述べたりあるを常とす。然れども内國債にても或は大藏大臣の印章のみなることあり大藏大臣國債局長以外に記録局長の印章を捺したることありて一定せず。

契印

責任者の記名捺印

國債規則第六條に曰く

大藏省に國債證券臺帳を置く

國債證券を發行するときは前項の臺帳に契印す

此の契印は實に必要なる點にして若しも責任者の署名あるも契印なきか若は契印が臺帳と符合せざるときは此の證券を正當なるものとするに能はず。而して此の契印は「大藏省」の文字を刻するを常とす。

記號番號

次に必要なるは記號及び番號 (Mark and Number) とす。記號とは額面金額以外に於て其の證券の種類を示すものにして内國債に於ては「い」「ろ」「は」「へ」と等の文字を用ひ外國債に於ては A B C の文字を用ふるを常とす。然れども其の種類を示す所は一様ならざるも多くは發行の回数若くは年を示せり例之「い」を三十七年の發行若くは第一回の發行とし「ろ」を三十八年の發行若くは第二回の發行とするが如し。番號は一記號各券面毎に一番より順次附する所にして臺帳記入の順序に依る。茲に一記號各券面毎には例之五十圓券にして第一回發行のものはこれのみにて順序を附し千圓券一萬圓等券面異なるが或は券面同じきも第一回第二回等發行の時異なるに從ひ一貫せる番號を附するものとす。

す。是の記號並に番號は常に公債の整理上必要とするのみならず契印と共に臺帳に合致することを必要とするなり。

其の他國債證券には其の種類に從ひ一定の圖書又は模様あり或は一定の著色あり。又其の表面には各其の條例の全文を掲げ裏面には表面文字の英語文を掲ぐるを内國債證券の常例とす。

以上の外記名國債證券に於ては殊に記名紙の貼附を要し其の證券には記名の二字を記することを要す。記名紙が記名すべき餘白なきに至るときは日本銀行に於て之れを繼足し之に日本銀行の印を契印することを要す。

第四利札

利札 (Coupon) とは國債證券に附屬して利子仕拂の證票と爲るものを云ふ。

而して其形式は本證券に比すれば省略せらる即ち其の記載要項大略左の如し。

- (1) 本證券の名稱并に其の「利札」の文字
- (2) 利子仕拂の金額
- (3) 仕拂の期日

(4) 記名證券の利札なるときは「記名」の文字

而して實際上本證券とは著色并に模様の一部を同一ならしめ何證券の利札たるかを知るに便ならしむ。又上掲の利子仕拂の金額は本證券の額面金額の大小に従ひて同じからず而して利子の仕拂は一年二回を常例とするが故に利札の金額は額面金額に利子を乗じたるもの、二分の一に相當するものとす。例之五分利附五百圓券の利札は十二圓五十錢なるが如し。

利札の記名式なるか無記名式なるかは勿論本證券の記名式なるか無記名式なるかに由りて定まる。若しも記名式なるときは本證券の所有者のみ之れが仕拂を受くるの權あれども其記名式なるときは利札の持參人は則ち利子の仕拂を受くることを得るものなり。故に此の場合に於て利札の所有者又は所持者は本證券の所有者又は所持者と必ずしも同じからず。

利札の數

終りに利札の數に付ては本證券に附屬せしむるに

- (1) 償還期限迄の利札全部を以てするものと
- (2) 償還期限迄の利札の全部を有せざるものと

あり。蓋し其の全部を附屬せしめざるは或は償還期限頗る長くして従て多數の利札を一時に附屬せしむるを不便とするものあり例之整理公債の償還期限は募集の年より五十五ヶ年なるに其の附屬せしめたる利札六十枚なるが如し然るに之に反し其の償還期限は短きも満期以前に償還すると豫定せられて其の利札の數を少からしめたるものあり例之第二回第三回國庫債券の如き其の償還期限は募集の年より七ヶ年以内と規定せるに關せず其の利札の數は十二枚なるが如し。而して我國の國債は概して言ふときは長期に亘るもの多きが故に利札の數も亦少からず第一回四分利附英債公債の如き其の利札實に百九枚の多きに達せり。其の他海軍公債は七十枚整理公債は六十枚軍事公債は五十枚第二回四分利附英債公債も亦五十枚を附せり。

大藏省證券は割引發行の方法に依るを常例とするのみならず其の利子を附するものに在りても償還期限は極めて短きものなるが故に一般に利札を附せざるものゝ如し。

第五證券及利札の偽造變造

證券の偽造とは政府の發行に係る證券を模倣して新に製造するを云ひ證券の變造とは政府の發行せる證券に人工を加へ之と異なる性質のものと爲すことを云ふ。此等の證券の偽造變造は社會公衆を惑亂して損害を及ぼすこと其の範圍小ならずとせず故に刑法は嚴に之れに制裁を加ふるものとす。大藏省證券條例第十二條は之れを明言すれどもたとひ國債法に此の規定なきも刑法上は必らず嚴罰せらるべきものなり。新刑法第十八章に之れを規定せり即ち左の如し。

第六十三條 行使の目的を以て公債證書官府の證券會社の株券其他の有價證券を偽造又は變造したる者は三月以上十年以下の懲役に處す

行使の目的を以て有價證券に虚偽の記入を爲したる者亦同じ。

第六十四條 偽造變造の有價證券又は虚偽の記入を爲したる有價證券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付し若くは輸入したる者は三月以上十年以下の懲戒に處す
前項の未遂罪は之を罰す

第二節 國債證券の交付返還及紛失

第一〇〇假證券の發行

國債證券を發行するは應募者が應募金額を拂込みたる後なることは一般の原則とする所なり。然るに此の國債の拂込期限は其の當時の經濟の狀態に顧み或は短時日を以て足れりとする事あり或は拂込の度數を多くし比較的長期に亘ることあり。前の場合に於ては國債證券の發行までは拂込の都度拂込金領收證書を交附するのみなれども後の場合に於ては往々假證券を發行して之に交付することあり。例之國庫債券發行規程(明治三十七年二月大藏省令第四號)第十三條に依るときは。

國庫債券の應募者第二回の拂込を了したるときは記名の假債券を交付し全額拂込の上は之と引換に本債券を交附すべし
と規定せるが如し。蓋し假債券發行の趣意は本債券交付以前と雖も之れを以て自由に賣買讓與又は質入の用に供せしめんが爲めにして畢竟應募者或は一

般公衆の便益を計りたるに外ならず。若しも此の假債券を紛失し又は消滅したるときは其の事實を日本銀行に證明すれば更に假證券の交付を受くることを得べし。假證券は之れを *Receipt* と云ふ。假證券に對して國債證券を稱して本證券と云ふ。假債券を以て代證券と混同すべからず。代證券は後にも説明するが如く國債證券の紛失滅失等の場合に交付する證券なり。

記名とす

假證券につきて注意すべきは假證券は凡て記名なること是れなり。是れ此の場合に於ては拂込金額が完了せざるを以て整理上自由に無記名と爲して發行すること能はざればなり。故に若しも假證券を移轉せんと欲せば其の記名變更を請求せざるべからず。又前に掲げたる國庫債券の場合には第二回の拂込(第一回拂込は保證金なり)に依りて假債券を得たれども保證金の納付と同時に假證券を交付することは寧ろ原則とする所なり。

第二國庫債券の發行

拂込金額が全部拂込を了するときには茲に國債證券を交付す。此の應募者に交付すべき本證券は假證券の發行なきときは拂込金額領收證書と假證券を發行

募集の場合に限らず

せるときは假證券と引換に之れを交付するものとす。假證券交付後の拂込金額は別に領收證書を發せずして假證券に其の都度記入するものとす。若しも應募者が拂込を爲すに當り假證券を呈示すること能はざるときは(供托又は質入等の事故に依り)其の拂込に對して假に領收證書を交付することを得べく從て本證券は此の領收證書と引換に交付せらるゝことゝ爲るべし。

國債證券の發行は必ずしも一般に募集せる場合に限らるゝものにあらず。勿論募集の場合に發行するは其の原則とする所なるも或は然らざることあり。例之鐵道國有法(明治三十九年三月法律第十七號)第十二條に

買收代價は買收の日より五箇年以内に於て券面金額に依り五分利付公債證書を以て之を交付す

と規定し京釜鐵道買收法(同年法律第十八號)第十條に

買收代價は買收の日より二箇年以内に於て券面金額に依り五分利付公債證書を以て之を交付す

と規定せるが如き是れなり。

既發證券の交

尙ほ附加して言ふべきは以上は新に國債證券を發行する場合なるも既に發行したる國債證券を政府の債權者に對し新に交付することある場合これなり。例之明治二十三年八月法律第七十五號に曰く

第一條 預金規則第一條第二第三に依り預金部に預りたる金額三百圓以上に達するときは預け人の請求に依り整理公債證券を購入して之を預け人に交付することを得

第二條 前條預金の額二千圓を超過するときは理財局長は其の超過額を以て整理公債證券を購入して之を預け人に交付することを得

又郵便貯金に於ては郵便貯金法明治三十八年二月法律第二十三號第九條に依れば

郵便官署は郵便貯金預け人の請求に因り其の貯金の一部を以て國債證券其の他の證券を購入保管し又は之を賣却することを得其の證券の種類は命令を以て之を定む

第三國債證券の引換分合

國債證券の引換(Exchange)とは所有者が自己の證券と額面金額及び其の他に於て全く同一なる證券との交換を政府に請求するの謂にして、其の請求し得べき場合は汚染又は毀損したる場合に限らる之れを請求するには證券の名稱額面金額の種類枚數證券の記號及番號證券の附屬利札面に記載する利息仕拂期記名無記名の區別等を記載したる書面に該證券を添へて之れを取扱店に提出するものとす。若しも此の場合に於て原證券の附屬利札中未だ利子仕拂期の開始せざるものが缺損せるときは其の缺損利札に於ける利子金額に相當する現金を取扱店に納付せざるべからず。

次に證券の分割又は併合(Subdivision or combination)とは前者と同じく證券の交換を請求するものなるも前者は同一の額面金額のものなるに反し此の場合には自己所有の證券の額面よりも大なるか或はより小なる他のものを得んとするに在り。元來國債の應募者は交付を受くべき證券に付て其の額面金額の種類を選択することを得ずとは國債規則第七條の規定なるが新に該證券の發行當時に於てこそ選擇を爲さしむるは整理上混雜を生ずべき虞れあるを以て

制限

禁止するは理由あることなるも。既に發行したる後に於て徐々に該證券の分割又は併合の請求に應ずるは公衆の便宜を計るものにして實行し得べきことなりと云ふべし。

斯くの如く、國債證券の分割并に併合は國債規則に於て之れを認むと雖も其の認許は政府の不便を來さざる範圍内に於て爲すことを得るのみ従て左の如き制限を生ず。

(1) 證券の分割并に併合は同一種類の國債に屬することを要す。是れ言ふを俟たざる所にして國債の種類異なるときは必らず其の契約條件に於て異なるざるを得ず又たとひ契約條件に於て全然同一なりとするも國債の整理上之れを許すは徒に手数の煩雜を來すものなり。又證券所有者より見るときは彼等は其の額面金額が大に過ぎ又は小に過ぐるを不便として分合を請求せるものにして他の理由あるを認むること能はざるが故に他種の國債に屬する證券を與ふるの必要なきものとす。

(2) 國債規則第十二條に依れば元金償還期の確定したる國債證券に付てはた

とひ(1)に従ひて同種の國債に屬する範圍内なりとも其の分割又は併合を請求することを得ず。元金償還の爲め抽籤を執行する場合に於て其の抽籤せらるべき證券に付ては償還告示の日より當籤廣告の日まで同じく分割併合を請求することを得ず。是れ若しも此の場合に於ても自由に分合を許すこととせば償還期に於て償還すべき金額に差異を生ずるに至り人民の便益を計りたるの結果政府の財政々策に影響を及ぼすこととなるが故に之れを禁じたるものとす。

(3) 其他併合に關する制限は起債年の異なるもの又は記號の異なる國債證券に付ては併合を請求するを得ざること是れなり。是れ其の趣旨に至りては(2)と同一に歸するものにして起債年が異なるれば其の償還の時期も從て別々に取扱はざるを得ず(たとひ同一種の國債にても)。記號の異なるものも同一にして前節に説明せるが如く記號は普通には起債の時期の前後を以て分つものなればなり。

(4) 又分割に關する制限は其の最少限を額面五十圓とすること是れなり。蓋

し國債の種類によりては二十五圓券等の發行なきにあらざるも之れを請求するもの多きときは其の計算頗る煩雜にして整理上手數を要すること大なればなり。

以上の制限に従ひ分合の請求を爲すに當り若しも原證券の附屬利札中未だ利子仕拂期の開始せざるものあるときは引換請求の場合と同様に請求の際其の缺損利札に於ける利子金額に相當する現金を取扱店に納付することを要す是れ言ふを俟たざる所なり。

第四國債證券の返還

政府の發行したる國債證券が再び政府の手に歸するは第一は元金の償還又は買入銷却に由るは論なし。第二前述せる汚染毀損に由る引換又は人民の便益を計る分割若は併合の場合に其の原證券が再び政府に歸るは論なき所なり。而して尙ほ其の場合を擧ぐれば第三消滅時効の完成したる國債證券あり第四滅失又は紛失に因り效力を失ひたる記名國債證券あり。此等のものは其の所持する者よりして直に之れを最寄取扱店に返還(Return)せらるべからず。

拂込延滞の爲め效力を失ひたる假證券も亦同じく之れを引上ぐることを要す。然り而して斯くの如くに引き上げられたる國債證券は日本銀行より更に大藏大臣に還納することを要す。其の還納の手續に至りては第十一章に至りて之れを説くべし今茲には公然と日本銀行との關係を明にすれば足れり。

第五國債證券の紛失滅失

茲に國債證券の紛失(Loss)とは遺失又は盜難に依りて證券の所在存否明かならざるを云ひ其の滅失(Destruction)とは出水火災等に由りて全く其の形體を留めざるを云ふ。本來より論すれば國債證券は所謂證券的權利を有するものにて其の存在せる間は權利を主張するを得べきも一旦存在を缺くときは其の權利も亦存在を失ふものと云はざるべからず。然れども此の理論を一貫せしめて更に例外を認めざるが如きは餘りに理論に偏して人民の利害を顧みざるの譏りを免るべからず。是れを以て此の場合に於ても人民に對して特に或る權利を許容せり。

先づ無記名證券に付て見るに遠く新舊公債證書發行當時より代證券の交付

を認めたり例之整理公債條例(明治三十九年十月勅令第六十六號)に由れば左の如き規定あり。

第二十條 整理公債證書若くは其利札水火災等に由り消滅したるときは二名以上の保證人を立て日本銀行本支店又は代理店を経由して大藏省に届出代證書若くは代利札の交付又は利子の支拂を請求することを得此の場合に於て大藏省は其の消滅の證據明確なりと認むるときは直に代證書若くは代利札を交付し又は利子を支拂ふべし

第二十四條 記名證書紛失届出後一回の利拂了りたるときは二名以上の保證人を立て日本銀行本支店又は代理店を経由して大藏省に申出代證書の交付を請求することを得

第二十五條 紛失無記名證書其の届出より滿六ヶ年を過ぎ紛失利札其の支拂期限より滿四ヶ年を過ぎ猶ほ發見せざるときは届出人に代證書を交付し又は利子を支拂ふべし

然るに明治三十九年四月法律第三十四號國債に關する法律は無記名證券に

付ては此の代證券交付の便宜主義を廢し指圖證券の性質に伴ふ絶對的有效主義を認めたるの結果として紛失滅失者は再び代證券の交付を請求すること能はずして唯左の如き權利を認めらるゝに過ぎず。

無記名國債證券又は其の利札を滅失又は紛失したる者は其の證券又は利札の持參人が償還又は仕拂を受けたる場合には其の金額及其の仕拂の日以後の利子を辨償すべき者を約して擔保を提供し其の元金の償還又は利子の提供に代ふることを得(第六條)

而して其の提供すべき擔保は國債規則に従へば現金登録國債國債證券其の他取扱店の確實と認めたる有價證券とす。

次に記名國債證券に至りては以上の如き絶對的の主義を認めず。蓋し無記名證券に在りては其の所持者は則ち權利行使者なるが故に絶對的の主義を認めずんば證券の所有者と善意の第三者とは共に本證券代證券を所有することとなり第三者は故なくして損害を蒙ることゝなるべし。是れ即ち規定改正の理由なるが記名證券の場合に於ては善意の第三者を害することなし。何とな

記名證券

れば記名證券はたとひ紛失するも其の権利を行使し得べき者は占有者或は持參人にあらずして常に記名所有者なればなり。即ち若しも第三者が占有者より之れを受くるとするも第三者は之に由て権利を取得したるものと云ふこと能はざるなり。斯くの如くして記名證券の場合には代證券の交付を許すとするも弊害を認めざるが故に明治三十九年法律第三十四條に於ても第五條に於て左の如き規定を設けたり。

記名國債證券又は其の利札を滅失又は紛失したるときは其の記名者より直に之れを所管取扱銀行に届出づべし之れを發見したるとき亦同じ。

前項の規定に依り滅失又は紛失の届出を爲したる者は届出を爲したる後三箇月を経過して仍發見せざるときは代證券又は代利札の交付を請求することを得但し其の元金の償還期又は利子の仕拂期開始以後は代證券又は代利札の交付を爲さず。

滅失又は紛失の届出ありたる記名國債證券又は其の利札は代證券又は代利札の交付に因り其の效力を失ふ。

之に由て見れば所謂代證券 (Fresh bond) の交付は記名證券の場合に限ることを知るべし。日本銀行は以上の請求あるときは大藏大臣より交付せられたる代證券を請求者に交付す。日本銀行は記名證券の紛失滅失の都度及び代證券の交付の都度之れを大藏大臣に報告せざるべからず大藏大臣は此の報告に由りて其の事實を告示す。

第六、附屬利札の繼足。

附屬利札は前節に於て述べたるが如く償還期に至るまでの全部を本證券に附することもあれども其の期限長期に亘るものに在りては其の全部を之れに附せずして其の盡くるを得て更に之れを交付するものもあり。國債規則第十五條は之れを規定して曰く

國債の附屬利札盡きたるときは其の所有者の請求に因り遞次次期以降の利札を繼足交付す但し時宜に因り更に次期以降の利札を附したる證券を交付することあるべし此の場合に於ては豫め之を告示す。

而して此の規定に依り利札の繼足又は新證券の交付を請求せんとする者は

其の請求書に該證券を添へ之れを取扱店に提出すべきものとす。

第七章 國債の登録

第一節 登録の請求及除却

第一總説

國債の登録 (Registration) とは之れを希望する國債債権者の爲め國家の備へ付にかゝる國債の登録簿に或る國債に對する債権者を記名することを云ふ。而して國債の登録あるときは國債證券を發行せざることあり或は登録と並びて證券の發行を見ることあり。我國に於て往時と現今とは其の主義を異にせり。乞ふ少しく之れを述べん。

今之れを沿革に徴するに往時に於ては登録國債は證券國債と對立して國債の二大區分を爲せるものにあらずして登録國債は證券國債の一部分として存立し無記名證券と相對するものなりき語を換へて言へば國債の登録は記名證券の場合に於て獨り行はれたり。而して此の登録簿を稱して記名簿と稱した

我國の沿革

り例之新舊公債證券發行條例第三條に於て

第一節 新舊公債證券其各債主へ交付するには大藏省に於て其金高及新舊の區分共調査して後之を簿冊に登録し〔中略〕其證券は簿冊に割印して各債主の地方管廳に送達すへし

第二節 各地方管廳に於ては別に公債掛の局を設け各種の簿冊を備へ大藏省より渡されたる證券を點檢し其債主の名面及證券の金高種類を分別して之を簿冊に登録し且其證券裏面へ悉く債主の名面を記入し管廳の割印を加へて其渡方を取扱ふへし

と規定し金札引換證券發行條例第二條に於て
記名證券なるものは持主の名前を證券の表面並に大藏省の元帳へ載せ且人民讓渡の度毎に大藏省へ差出其證券を書改め大藏省の帳面に於ても其の名前を書改むべし

と規定せるが如し。又整理公債發行順序第二十五條に於ても

記名證券を交付するときの取扱店に於て其の證券に證印し記名簿と割印

すべし

と規定せり。即ち此等の場合に於ける債主簿、債主元帳、記名簿は國債登録簿たりしなり。然るに明治三十九年四月法律第三十四號國債に關する法律に於ては全然其の主義を改め登録したる國債に對しては證券を發行せざるを原則とし、唯例外として債權者の請求に依り記名證券を發行することゝなれり。是れを以て大體上登録國債は證券國債と相對して國債の二大區分を爲すものと云ふべし。即ち其の規定左の如し。

第二條 國債に對しては無記名利札付證券を發行す

國債の登録は債權者の請求に因り之れを爲す此の場合に於ては證券を發行せず但し債權者の請求あるときは記名利札付證券を發行す

而して此の帳簿を稱して「國債登録簿」と云ふ。此の國債登録簿は彼の國債證券臺帳と嚴格に區別せざるべからず。國債證券臺帳は國債證券を發行するに當り其の形式の要部たる契印を施すが爲め設備し記號及番號を記入したるものなり。故に記名證券たると無記名證券たるとを問はず等しく臺帳には契合

國債登録簿

せらるゝものなり。然るに國債登録簿に至りては契印を施して證券の發行を確定せんが爲めに設くるものにあらず帳簿に權利者を記名して其の權利者たることを明確ならしめんとするに在り。故に管に無記名證券は登録すべきものにあらざるのみならず記名證券と雖も必ずしも登録するの必要なく原則として證券の發行なき場合に於て之れを設くるものとす

國債登録簿は分て甲乙の二種と爲す。

- (1) 甲種國債登録簿
- (2) 乙種國債登録簿

是れなり。前者は證券を發行せざるものを登録し後者は證券を發行したるもの即ち記名證券を登録するものとす。尙ほ其の詳細は次節に至りて之れを説くべし。

今左に法律制定以後にかゝる登録國債の統計を掲ぐ

明治三十九年七月	甲種登録國債額	乙種國債登録額	合計
	三、二四四、八〇〇	五、六、四六六、七〇〇	五、九、七一一、五〇〇

も無記名證券の引渡しと其の效力を均ふし之れに由て其權利を移轉せしむる效力を生ずるものとす。而して此の二者を比較するに其の手續の簡單なる點より云へば固より無記名證券の引渡しを勝れりとし登録の變更最も劣れり。然れども所有權の移轉に由て最も確實に其の權利を守護し得るものは則ち登録の變更に依る場合なりとす。

手續

登録の變更を請求するには甲種國債登録簿に登録したる國債に付ては國債の種別及び變更すべき登録金額登録の記號及番號登録變更の事由原記名及新記名(或は其の持分金額及氏名等を記載したる請求書に登録變更の事由を證するに足るべき書類を添へて取扱店に提出せざるべからず。又乙種國債登録簿に登録したる國債に付て登録の變更を請求せんとする者は請求書に記名國債證券を添へて提出するを要す。且其の請求書に記載すべき事項は以上の外尙ほ證券の額面金額の種類及枚數證券の附屬利札面に記載する利子仕拂期を加へざるべからず。

今左に明治三十九年前に於ける登録變更の件數及び金額を表記す。

年	件數	債權金額
明治二十九年		二萬六千三百六十六件
同 三十二年		一六、九一九、二七一
同 三十五年		五、七六九、九四〇
同 三十八年		七千九百五十六件
同 三十八年		三、三三二、九二六
同 三十八年		七千六百六十二件
同 三十八年		二、四七五、八四一

第四登録簿移記の請求

登録簿の移記 (Transference at the National Loan Register) とは前述したる甲乙二種の登録簿に付て甲種國債登録簿に登録したる國債を乙種國債登録簿に移轉せしめ或は乙種國債登録簿に登録したる國債を甲種國債登録簿に移轉せしむることを云ふ。之れを換言せば單純なる登録國債を記名證券付登録國債と爲し或は記名證券付登録國債を單純なる登録國債と爲すことを云ふ。是れを以て登録の變更とは其の名稱の類似するに關せず其の事柄全く相異なれり。登録の變更と登録簿の移記とは全く相異なれるものにして一は所有者(又は共有者の持分)の變更なるに一は登録國債の範圍内に於て記名證券の交付又は

返還を促すに過ぎず。之れを以て登録の変更と登録の移記とは同時に並び行はるゝことあり得べし。國債規則第三十一條は之れを認めたり。曰く
登録國債に對て登録變更の請求を爲す者は併せて登録簿の移記を請求することを得。

手續

次に移記の請求の手續を言はゞ甲種國債登録簿に移記を請求せんとする者は記名國債證券に請求書を添へて取扱店に提出するものとす。其の請求書の記載事項は國債の種類移記すべき登録金額證券の額面金額の種類及枚數證券の記號及番號證券の附屬利札面に記載する利子仕拂期登録の記名等とす。又乙種國債登録簿に移記を請求するには亦請求書を取扱店に提出すべきものにして其の請求書の記載事項は略前者と同じく唯證券の額面金額の種類枚數及附屬利札面に記載する利子仕拂期は前者は移記に因り返還すべき記名證券に付て記載すべきに反し後者は移記に因り交付を受くべき記名證券に付て記載するの差あるのみ。

前述せるが如く登録變更の請求を爲す者は同時に移記の請求を爲すことを

得べし。此の場合に於ては其の移記すべき登録金額を登録變更の請求書に附記すれば足れり。

今明治三十九年七月より同四十年三月に至る九箇月間に於ける各種國債の移記を調査すれば左の如し。

	甲種登録簿へ移記	乙種登録簿へ移記
舊 公 債	五、三二〇、三七五 _円	
海 軍 公 債	一八九、七〇〇	
整 理 公 債	二、三七九、八五〇	二、〇〇〇
軍 事 公 債	七七〇、四〇〇	三、〇〇〇
五 分 利 公 債	二、二四、七五〇	
臨時事件公債	三〇〇	
國庫債權(三回分)	二、九〇八、二二五	三三、〇〇〇
合 計	八、九四七、二二五	三七、〇〇〇
第五取扱店轉換の請求		

手續

取扱店轉換 (Change of the Agency) の請求とは登録所管取扱店の變更を請求することを云ふ。而して此の請求を爲すを要するは乙種國債登録簿に登録したる國債を所有する者のみなりとす。何となれば乙種國債登録簿は取扱店に於て各之れを備ふるに反し甲種國債登録簿は日本銀行本店に備ふるのみなるを以て後者に付ては取扱店の所管なるもの存せざればなり。

以上の如く乙種國債登録簿に登録したる國債に付て登録所管取扱店の轉換を請求せんとする者は記名國債證券と共に請求書を現所管取扱店に提出することを要す。其の記載事項は前述せる種々の請求の記載事項を以て略類推するを得べく轉換者取扱店名は新に記載せらるべきものなり。

國債の登録變更又は登録簿移記の請求を爲す者は併せて登録所管取扱店の轉換を請求することを得此の場合に於ては轉換者取扱店名を登録變更又は登録簿移記の請求書に附記することを要す。

第六質權登録の請求

國債は其の證券國債なると登録國債なるとを問はず常に一種の財産權とし

手續

て賣買讓與し又は質權の設定質權の移轉を爲すことを得べし。而して無記名證券又は記名證券に於ては別に其の旨を政府に申告することを要せざれども第八章第一節を参照すべし登録國債に付ては更に其の旨を届出で登録を受けざるべからず。是れ明治三十九年四月法律第三十四號の規定する所なり。曰く

登録國債を移轉し又は登録國債を以て質權の目的と爲したるときは登録を受くるに非ざれば之を以て政府其の他の第三者に對抗することを得ず。

(第三條)

而して其の手續は國債規則第四十條に規定する所にして質權設定又は轉質の登録 (Registration of the creation of a pledge or of a repledge) を請求せんとするものは當事者双方の連署を以て爲したる請求書を取扱店に請求すべきものとす。第七登録除却

登録の除却 (Cancellation of registration) とは國債登録簿より或る國債を削除することを云ふ。換言すれば登録國債を轉じて單純なる無記名の證券國債に變更することを云ふ。而して之れを請求するにも亦請求書を取扱店に提出する

を要す。而して甲種國債登録簿に登録したる國債に付ては其の記載事項中に登録除却に因り交付を受くべき無記名證券の額面金額の種類枚數等を擧ぐるを要す。又乙種國債登録簿に登録したる國債に付て除却を請求するに當り之に依て交付を受くべき無記名國債證券の額面金額の種類を撰擇せんとする者は其の種類及び枚數を請求書に記載するを要す。

以上は除却の請求ありたる場合なるがたとひ除却の請求なきも登録國債の元金を償還するか又は買入銷却を行ひたるときは取扱店に於て受取人の領收證書又は回收の記名國債證券に依り之に對する登録を除却すべきものとす。是れ言ふを俟たざる所なり。

第二節 登録の方法

第一〇〇甲種國債登録簿

登録國債は其の権利を確認する爲めには之れを政府の帳簿に登録せざるべからず。此の帳簿を稱して國債登録簿 (National Loan Register.) と云ふ。此の登

録簿は國債證券臺帳と相對するものなり。但し登録國債が記名證券を交付せらるゝときは該國債は國債證券臺帳に記入契印せらるゝと同時に國債登録簿に登録せらるゝものとす。

國債登録簿は分て二種とす

(1) 甲種國債登録簿

(2) 乙種國債登録簿

是れなり前者は證券を發行せざるものを登録するものにして其の正本は日本銀行本店に之れを備へ其の副本を設けて之れを大藏省に置くものとす若しも諸般の請求ありて其の正本に移動を生ずるときは日本銀行は其の都度副本を調製して大藏省に送附す。

國債證券は國債規則第五條に従ひて所謂額面金額の定めあり其の種類は普通には五十圓百圓二百圓五百圓千圓二千圓五千圓及び一萬圓の八種とすることは既に述べたり。然るに登録國債(甲種國債登録簿に登録するもの)に在りては固より額面金額なるものなきが故に其の金額は何種にても不可なきが如し

年 發 行					
(
第 番		記 名			
氏名及住所ノ變更					
年 月 日	事 由	原記名者 又ハ 新記名者	登録額	削除額	現在額
			圓	圓	圓

公 債				
(號)				
住 所				
證 印	質 權 登 録			
	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄

然りと雖も之れを實際の上より看るときは利子の仕拂元金の償還及び其の他の整理上國債證券の額面金額と同じく單位の二分の一又は二倍の數を以て成立することを便利とす。加之此の種のもは常に除却の請求を受けて無記名證券と爲ることあり登録簿移記の請求を受けて記名證券付登録國債と爲すを要することあり。之れを以て實際上證券國債の額面金額と略同様な數を以て成立することは各箇の登録國債に取りては必要のことなり。國債規則は此の點に付て第二十二條に規定を設けたり。

甲種國債登録簿の登録金額は各種國債證券に於ける額面金額種類の一を以て整理し得可きものに限る

甲種國債登録簿は國債の種別起債年又は國債證券の記號毎に口座を分たざるべからず又其の登録國債には記名及び番號を附す

國債の登録は自然人に在りては其の氏名を法人に在りては其の名を法人にあらざる組合其の他の團體に在りては其の管理者の氏名を以て之れを爲す但し法人に準すべき團體にして從來其の名を以て登録するの慣習あるものは其

の慣習に従ふ

甲種國債登録簿の副本は正本と同一の式を用ひ登録を爲す毎に之れを調製し大藏省に提出するを要す。但し事の簡單なるものは報告に止むることを得べし。

國債登録簿は其の登録したる國債全部の元金及び利子の消滅時效の完成すべき時期後五箇年を経過するまで之れを保存することを要す。國債登録簿及び附屬書類は事變を避くる爲にする場合を除く外大藏大臣の認可を経るにあらざれば取扱店外に持出すことを得ず

今左に明治四十年三月末日現在に於ける甲種登録國債の統計を擧ぐれば左の如し。

	口座數	債額
舊 公 債	一三	五三二〇、三七五
海 軍 公 債	二八	二五七、四〇〇
整 理 公 債	一三七	三、六四六、〇〇〇

軍事公債	一〇八	一、二四八、一〇〇
五分利公債	六五	五、一九七、八〇〇
臨時事件公債	四二	一、三八六、三五〇
第一回國庫債券	三四	三、七六、九七五
第二回國庫債券	二六	二、一七九、二二五
第三回國庫債券	二四	一、七五、〇二五
合計	四七七	一九、七七七、二五〇

第二〇乙種國債登錄簿

乙種國債登錄簿は證券を發行したるものを登録す換言すれば記名證券的國債を登録するものなり。蓋し登録國債は原則としては證券を發行することなきも特に債權者の請求に依りて發行せらるゝものとす。

乙種國債登錄簿の登録金額は各種國債證券に於ける額面金額種類に従ふ。是れ言ふを俟たざる所なり。又其の登録國債の記號及び番號は國債證券の記號及び番號に従ふものとす。

甲種國債登録簿が日本銀行本店にのみ備へ付けらるゝに反し乙種國債登録簿は各取扱店に備へ付くるものとす其の取扱店は大藏省告示に由て定むる所にして大略取扱店として第三章第二節に記載したる所に同じ。但し全然一致せず例之日本興業銀行は此の登録簿を備へざるが如し。

其の他登録の人名登録簿の保存期間携出禁止等に至りては甲種國債登録簿に言へると異なる所なし。

今左に明治四十年三月末日現在に於ける乙種登録國債額を擧ぐれば左の如し

舊公債	五、六六二、三三五〇
海軍公債	一、一一九、六〇〇
整理公債	二、六〇九、九六五〇
軍事公債	一、二二二、三三四〇〇
五分利公債	九〇七、七〇〇

金額

第 號		記 名									
氏名及住所ノ變更											
登 錄		登 錄 證 券		削 除							
年 月 日	事 由	取 扱 店	原 記 名 者	記 號	番 號	額 面 類 種	金 額	年 月 日	事 由	取 扱 店	新 記 名 者
							圓				

乙種國債登録簿其一

公 債		住 所				
質		權		現 在 額		證 印
年 月 日	合 額	年 月 日	合 額	面 額		
					圓	

乙種國債登録簿其二

第 號		記 名		住 所		質 權	額 面 金 額	圓
氏名及住所ノ變更								
年 月 日	乙種登録簿其一		國債種別	記 號	番 號			
	冊 番 號	口座番號						

臨時事件公債

一五九八、六五〇

國庫債券

一、五四八、五二五

合 計

五〇、二六九、八七五

第三登録後の手續

甲種

取扱店に於て甲種又は乙種登録國債の登録を爲したるときは一方に於ては其の債権者に對して之れを證明すべき證書を與へ一方に於ては大藏大臣に對して報告書を提出せざるべからず。今之れを分ちて説明すれば左の如し

甲種國債登録簿は新規變更移記及び質權の登録を爲したるときは其の國債の種別登録金額記號番號記名及登録濟年月日其の他の要件を記載したる登録濟證書を請求者に交付するを要す。然るに乙種登録簿に新規變更移記の登録を爲したるときは記名證券に於て既に其の債権者たることが證明せらるゝ故更に登録濟證書を附與せざるなり。唯乙種登録國債が質權に關する登録を爲したるときは其の質權に關する登録の爲されたることの證明を得るがため登録濟證書の交付を必要とするなり。

乙種

乙種登録國債は記名證券として既に大藏省に於ける國債證券臺帳に記入契印せらるゝが故に乙種國債登録簿は取扱店に限り之れを備へ付け其の登録も取扱店に限り之れを行ひ大藏省に報告することを要せず。然るに甲種登録國債に在りては固より國債證券臺帳の外に立つものなれば其の登録を爲す毎に取扱店たる日本銀行本店は其の副本を大藏省に提出せざるべからず。然るに甲種登録國債を乙種國債登録簿に移記したるとき及之れを除却したるとき其他甲種國債登録簿に於ける質權に關する登録を抹消したるときは是れ登録と反對の場合なるが故に之れを大藏大臣に報告すべきものとす。甲種登録國債の元金にして消滅時効の完成したるものあるときも亦同じく報告を爲さるべからず。

第四登録簿の閲覧及謄本の交付

乙種登録國債に付ては其の債權者は既に記名證券を有するが故に乙種國債登録簿を閲覧せしむるの必要なし。然るに甲種登録國債に付ては其の登録の記名者又は其の他の利害關係人は何時と雖も利害の關係ある部分に限り登録

簿の閲覧又は其の謄本若は抄本の交付を取扱店に請求することを得。茲に謄本とは正本を其の儘描寫せるものを云ひ抄本とは正本中の一部分を抄出して寫せるものを云ふ。而して此の請求は書面を以て爲し且つ他人の記名に係る部分に付ては其の利害關係を證するに足るべき書類を提出することを要す。以上の閲覧は取扱店役員の面前に於て之れを爲さしむるを法とし又謄本及び抄本には原本と相違なき旨を詳記し之に取扱店及び主任者の署名捺印すべし。

第八章 國債と財産權

第一節 私法上の關係

第一總說

茲に國債を私法上の關係より觀察せんか。國債は他の財産權と全く同一なりと答ふるを以て足れりとす。蓋し往時に於ては債務者たる國家若くは國王の信用十分ならずして或る場合に於ては國家若くは君主は其の固有なる權力

或は主權を以て債務の辨濟を果さざるの掛念なきにしもあらざりき。而して斯くの如きことの行はるゝか或は行はるべしとの觀念公衆の心中に傳播するに當りてや國債に對する權利は極めて薄弱なるものにして彼の物を所有する權利等と同じく財産權と云ふべくもあらざりし。然るに現今の文明國に於ては國家の信用の鞏固なることは到底個人の企及する能はざる所にして永遠公債の存立あり据置年限の設置あるを以ても其の一端を知ることを得べし。從て國債は常に財産權の一種たるのみならず財産權中最も確實なるものとなるに至れり。

第二國債の所有

國債が財産權の一種として確實なるものなることは前述の如しと雖も。實際上之れを所有するに於て其の國債が登録國債なると國債證券なるとに由て異なれり。又國債證券なりとするも無記名國債證券なると無記名國債證券なるとに由て其の効果を異にす。

國債に關する法律明治三十九年法第三十四號に由るときは國債の登録は債權者の請求

登録國債

に因りて之れを爲すものにして此の場合に於ては證券を發行せざるを以て原則とす。但例外としては證券を發行することもあれども其の何れの場合たるを問はず一度國債登録簿に記入せられたる以上は其の所有權は確定的となるのみならず證券を發行せざる場合には紛失滅失と云ふが如き虞れ全くなし。然るに登録せられざる國債證券は之れを紛失滅失することあり得べくかゝる場合に於ては所有權は必ずしも確定的なりと云ふことを得ざるなり。

證券國債

今同上法律第六條に依るときは無記名國債證券を滅失又は紛失したる者は其の證券の持參人が償還を受けたる場合には其の金額を辨償すべき旨を約して擔保を提供し其の元金の償還を請求することを得るのみ。故に若し其の證券の持參人が既に償還を受けたる場合には其の所有者は更に元金の償還を請求すること能はざるなり。加之無記名國債證券の滅失紛失には代證券の交付を請求することを得ず。之れを要するに無記名國債證券の所有者は萬一の場合に於て其の效力確實なりと云ふこと能はざるなり。然るに之れに反して記名債券滅失紛失したるときは同上第五條に依りて届出を爲したる後三箇月を

經過して發見せざるときは代證券の交付を請求することを得べく。又之れを拾得する者ありとするも彼れは之れを持參して償還を請求するの權利なきものとす。故に記名の債券は無記名のものに比して其の所有權の效力確實なりと云ふことを得べし。

以上記名無記名債券の所有效力の差異は華族世襲財産公債證書をして記名證書に限ると爲せし所以なり。明治二十六年七月宮内省達乙第三號の規定左の如し。

自今公債證書を以て世襲財産と爲さんとするとき無記名證書は記名に變換して願出づべし。

第三國債の移轉

國債は他の財産權と同様に自由に賣買讓與することを得べく又被相續人より相續人に移すことを得べし。而して其の國債が國債證券なるときは又他の有價證券と同様に移轉することを得るものなり。

然り而して此の國債の移轉に付ても國債の所有に於けると同様に登録國債

たるも然らざるものにと由て自由移轉の程度に差異あり。又國債證券にても記名國債證券たると無記名國債證券たるとに由て同じく自由移轉の程度に差異あるものとす。

登録國債

登録國債なるときは其の移轉に付ても新規登録の場合と同じく登録の變更を請求せざるべからず。故にたとひ登録國債を移轉するも登録を受くるに非ざれば之れを以て政府其の他の第三者に對抗することを得ざるものとす。明治三十九年國債に關する法律第三條第一項然るに登録國債にあらざるときは其の移轉に際しても亦登録を請求するの要なきなり。

證券國債

又證券國債に付て言はゞ記名國債證券たると無記名國債證券たるとは其の移轉の手續に於て差異あり。即ち無記名國債證券なるときは之れを移轉するには何等の束縛を要せず絶對的自由にして唯其の證券を交付すれば足れり。證券の所持者は之れに由りて完全なる所有者となるものなり。然るに記名國債證券の場合に於ては其の移轉の旨を記名欄に記載して原所有者より新所有者に交附し且登録の變更を請求せざるべからず。是れ記名證券國債は常に登

録國債なればなり。

之れを要するに國債の移轉は國債の類別に依りて一樣ならず。而して其の自由の程度に差異あるは恰も國債の所有に付其の確實なること、反比例を爲すものとす。即ち無記名國債證券は其の所有に付ては萬一の場合に效力確實ならざる代りに其の移轉に付ては極めて簡便なり。然るに登録國債に至りては其の所有の確實なる代りに其の移轉にも煩雜の手續を要す。

第四國債の質權設定

國債は又質權の目的物となることを得べし。而して國債は其の證券を發行するとせざるとを問はず。一の權利なるを以て其の質權の設定は即ち權利質たるの性質を有するものとす。

登録國債に付て質權を設定するには移轉の場合と同様に登録を受けざるべからず。然らずんば之れを以て政府其の他の第三者に對抗することを得ざるなり。又登録國債なるも記名國債證券なるときは記名證券は一の指名債權に外ならざるが故に民法中權利質に關する第三百六十四條の規定に従ひ本來よ

登録

記名證券

り言はゞ第三債務者(政府)に質權の設定を通知し又は第三債務者(政府)が之れを承諾するに非ざれば之れを以て第三債務者(政府)其の他の第三者に對抗することを得ざるべきなり。然るに明治三十七年に至り此の原則を以て不便なりとする者あり。遂に記名の株式と同様に以上の原則を適用せざるの法律が制定せらるゝに至れり、即ち左の如し。

民法第三百六十四條第一項の規定は記名の國債には之れを適用せず。 明治三十七年四月七號

七年四月七號

無記名證券

次に無記名國債證券に至りては自由に質權の目的と爲すことを得れども尙ほ其の證券に質權設定の旨を裏書するに非ざれば之れを以て第三者に對抗することを得ず。是れ民法第三百六十六條に規定する所にして第三者を保護するの主意なり。蓋し此の場合に於て裏書なしに質權を設定することを得とせんか第三者は其の證券が既に質權の目的物たることを知らずして買受讓受等の契約を爲すことあればなり。

第二節 公法上の關係(一)

第一總說

國債を財産權なりとして其の公法上に於ける關係を説明せば現行制度上大様二種と爲すことを得べし。即ち

- (1) 國債に對して租税を賦課すべきや
 - (2) 國債は國家の歳入として現金の代用を爲すや
- 是れなり。而して其の租税賦課に付ても所得税賦課の問題を始めとし所得税の附加税取引税の如き我現行法上の説明を爲さざるべからず。
- 第二所得税の賦課

國債の債權者或は國債證券の所有者に對しては所得税を賦課すべきものなるや否や。之れを詳言すれば國債の利子より利する所得に對して課税することを得るや否やと云ふに理論上之れを是認せざるべからず。蓋し國債債權者の所得の如き一般の債權者の所得と何等區別すべき理由なきものにして既に

我國

一般利子所得に對して課税するとせば獨り國債に付てのみ例外を爲すべきにあらざるなり。然るに或は曰く國債の利子に對して課税するは是れ政府が一方に之れを與へ一方に是れを取るものにして兒戲に等しと。然れども斯くの如きは債權者の利益に重きを置くものにして苟くも人民の所得なる以上は其の原因の何たるを問ふの必要なし。其の所得の源はたとひ政府の仕拂に依るが爲めなりとするも毫も課税を免除すべき理由を見ざるなり。故に若し實際の制度上所得税免除の主義を採るものありとせば是れ理論上の結果にあらずして政府の政策上之れに依るを以て得策なりとする場合に限らるゝものとする即ち例之國債募集の始めに當りて豫め所得税を免除する旨を規定して應募者の數を多くし若くは應募價格を高めんとするが如き。或は國債の市場價格低廉に趣くを防ぎ國家の信用を維持せんとするが如き場合に於て始めて所得税免除のことあり得べく是れ正しく原則に對する例外なりと云ふべし。

我國の現行制度も亦此の原則を認めたり。即ち明治三十二年二月法律第十七號を以て所得税法の公布せらるゝや之れを第二種として認めたり。即ち其

の規定左の如し。

第一條 帝國內此の法律施行地に住所を有し又は一箇年以上居所を有する者は此の法律に依り所得税を納むる義務あるものとす

第二條 前條に該當せざる者此の法律施行地に資産又は營業を有し若は公債社債の利子仕拂を受くるときは其の所得に付てのみ所得税を納むる義務あるものとす

第三條 所得税は左の税率に依り之を賦課す

第一種 法人の所得 千分の二十五

第二種 此の法律施行地に於て支拂を爲す公債社債の利子 千分の二十

第三種 前各種に屬せざる所得 (以下略す)

第五十條 此の法律は沖繩縣小笠原島及伊豆七島に當分之を施行せず

是に由りて觀るときは我國に於て原則として國債に所得税を賦課することを知るべし。然るに例外として或は所得税を賦課せざりしことあり。即ち國庫

債券の如き之れなり。

國債證券及貯蓄債券の利子所得税免除の件明治三十八年二月法律第十九號

軍備補充の爲及び臨時事件費支辨の爲明治三十七年以降政府の發行する國債證券の利子及び貯蓄債券法に依り發行する貯蓄債券の利子は所得税を免除す但し既納の税金は之を還付せず

大藏省證券
割引の場合

大藏省證券は既に前述せるが如く國債の一種たるを以て其の利子に對して以上の規定に依りて同じく所得税を賦課せらるゝものとす。人或は國債なる文字を確定國債と同義に解釋し且大藏省證券條例其他の法律に何等の規定を欠くを以て大藏省證券の利子には所得税を賦課すべきにあらずと云ふものあれども採るに足らず。然れども茲に注意すべきは其の所得税の賦課せらるるは純粹の利子に在りて所謂利廻に在らざること是れなり。所謂利廻りと云へば割引發行の場合に於ける割引をも利子中に通算するものにして例之百圓に付利率五分なる平價發行に比し五圓の割引を以て即ち發行價格九十五圓にして同一の利率に依る國債は其の利廻り五分二厘六毛餘にして之れを換言せ

ば百圓に付利率五分二厘六毛餘なる平價發行の國債に等しかるべし。故に本來よりいふときは此の割引に依りて利廻りを増加せる分をも所得税賦課の目的物と爲すべきが如きも我制度は之れに依らざることに注意すべし

最後に説明すべきは鐵道國有法第十三條第一項並に京釜鐵道買收法第十一條第一項に相當する金額に對しては課税を爲すべきや否やに在り。今試に其の條文をあぐれば鐵道國有法第十三條第一項に曰く

政府は買收の日より公債證を交付の日に至るまで買收價額に對し一箇年百分の六の割合に相當する金額を従前の決算期毎に會社に交付すべし
又京釜鐵道買收法第十一條第一項に曰く

政府は買收の日より公債證書交付の日に至る迄買收價格に對し一箇年百分の五の割合に相當する金額を従前の決算期毎に會社に交付すべし
問題は公債證書交付前の交付金は公債の利子と看做すべきや否やに在り。吾人の見る所を以てすればたとひ公債證書を交付せずとも政府は鐵道の買收と同時に公債を負擔し従て被買收者は公債の債權者たる地位に立つものなり

公債に公債證書の存在するが如きは其の常態なれども必ずしも必要の條件にあらず。現に登録公債の如きは公債證書の存在を要せざるなり。之れを以て公債證書交付前なりとも其の交付する金額は公債の利子に外ならずして従て所得税賦課の目的物たるや多言を要せざるが如し。然るに我政府の解釋は會て此の交付金を以て所得税賦課の範圍外に在りと爲せしことあり。理論上より見て當を得たりと云ふこと能はず。

終りに參考の爲め明治三十九年度に於ける公債の所得利子金額並に第二種所得税額を擧ぐれば左の如しと云ふ

公債利子所得金額 九百六萬九千四百二十三圓餘

第二種所得税賦課額 十八萬千三百七十三圓六十五錢

第三種所得税徵收方法

所得税の徵收方法に付ては所得税法及び所得税法施行規則に規定あり所得税法第四十二條に曰く

第一種の所得に付ては各事業年度毎に所得税を徵收す

第二種の所得に付ては其の金額支拂の際支拂者其の所得税を徴收し其の都度之れを政府に納むべし

第三種の所得に付ては所得税の年額を四分し左の四期に於て之れを徴收す云々

又所得税法施行規則第三十四條に曰く

公に募集したる公債社債の利子を支拂ふ者は支拂の際所得税金額を控除すべし

是れに由りて觀るときは所得税の徴收方法は第一種並に第三種と第二種との間に大なる差異あることを知るべし。即ち前者の場合に在りては所得者自ら所得税を納付するものなるに反し後者即ち第二種所得税の場合に在りては所得者之れを納付せず其の所得を支拂ふ者が納付の任に當るものとす。而して其の支拂の任に當る者は事務取扱機關即ち日本銀行本支店代理店等所謂取扱店なり。

以上の取扱店は斯くの如く利子仕拂の際所得税を徴收し其の徴收したる金

額は毎月之れを取り纏め之れに送付書を添へ日本銀行本店に回送するものとす。而して日本銀行は此等の金額を總計して更に金庫に拂込を爲すものなり又此の所得税の過納若くは誤納ありたる場合に於て所得税の拂戻を請求するものあるときは其の本店へ廻送以前に在りては適宜の領收證書を徴して取扱店は直に之れを拂戻し本店へ廻送以後に在りては其の地の所轄稅務署長に宛てたる下戻請求書を差出さしめ取扱店は事實を證明して稅務署に送付戻し下を受けしむるものとす。

日本銀行本店に於て其の本支店代理店等より廻送に係る所得稅金は國債利子所得稅報告書に徴收明細書を添へ日本銀行總裁より大藏大臣に報告せざるべからず。而して之れと同時に前述の如く拂込書を添へ中央金庫に納付するものとす。又下に説明するが如く所得税を徴收せざる公債利子に對する明細書は日本銀行が所得稅報告書を提出するの際併せて提出することを要す。而して其の所得稅を徴收せざる例外の場合には次の如し。

例外の場合

所得稅法第五條に依るときは營利を目的とせざる法人の所得に對しては所

得税を課せず。故に營利を目的とせざる法人にして國債を所有するも第二種の所得税を賦課せらるゝことなし。然れどもたとひ營利を目的とせざるも法人たる資格を備へざる時は此の例外の恩典に浴すること能はず。果して然らば營利を目的とせざる法人とは如何なるものなりやと云ふに府縣郡市町村官廳町村組合の如きは勿論民法施行法第二十八條に於て民法中法人に關する規定は當分の内神社寺院祠宇及び佛堂には之れを適用せざるの規定あるを以て見れば此等のものも亦總て法人として取扱ふべきものとす。

營利を目的とせざる法人は斯くの如く免税の特典を有するが故無記名證券を有するものは豫め之れを届出でざるべからず。之れに關して所得税法施行規則第三十五條に左の規定あり。

營利を目的とせざる法人にして無記名の公債證券又は社債券を所得したるときは其の發行者又は讓渡人の證明を得て之れを利子支拂の取扱所に通知し其の所有を證明すべし但し從來無記名の公債證券又は社債券を所有する者は本令施行の際利子支拂の取扱所に通知し便宜の方法に依り其の所有を

附加税

證明すべし

而して記名證券或は登録國債なるときは明了なるが故に以上の手續を爲すことを要せず。

第四、其の他の規定。

以上の如く國債所有者に對して所得税を賦課するの結果として北海道廳府縣其の他の公共團體に於ては地方税として所得税附加税の名義を以て國債所有者に課税することを得べし。而して其の税率に至りては一定の制限ありて存す。何となれば同一の納税者同一の財源に對して國家及び地方團體交々請求を逞ふることゝせば納税者は其の負擔に堪えざるに至るべければなり。今其の規定をあぐれば左の如し。

地方税制限に關する件明治四十一年三月法律第三十七號

第三條 北海道府縣其の他の公共團體は左の制限以内の所得税附加税を課するの外所得税を納むる者の所得に對し課税することを得ず。

一、北海道、府縣

所得税百分の十

取引所税

二、其の他の共同團體

所得税百分の三十五

最後に取引所税法明治二十六年三月法律第六號に依れば國債證券の如き定期賣買の場合に於て課税の目的物と爲れり。今其の規定をあぐれば左の如し。

第一條 取引所は定期賣買に付左の割合に従ひ税金を納むべし

一、高品有價證券

賣買各約定代金高 萬分の六箇

一、國債及地方債證券

同 萬分の三箇

而して非常特別税法に於て前者は萬分の六後者は萬分の二を増徴することゝ爲れり。然るに明治三十九年三月法律第十二號を以て左の法律の公布を見るに至れり。

國債證券の定期賣買に付ては取引所税及非常特別税を課せず

茲に於てか國債が課税の物體と爲るは所得税及び其の附加税の場合のみに限らるゝことゝ爲れり。

第三節 公法上の關係(二)

第一〇〇歳入に對する代用納付

國家の收入として金庫或は收入官吏に於て取扱ふ所のものは現今に於ては一般に現金制度を採れり蓋し明治維新の當初に於ては米穀を以て國家の收入としたることあれども其の後此の制度は絶對に廢止せられて租税其の他の收納は一切金錢を以てすることゝ爲れり然るに公債證券殊に無記名公債證券の如きは近時に至りて國民の之れを所有する者甚だ多く又其の轉々賣買せられて流通すること頻繁なるのみならず國家に對する債權なるが故に其の信用甚だ鞏固なり。即ち無記名公債證券の如きは紙幣の流通を認容すると同一に之れが流通を認容することを得べし。茲に於てか公債證券は現金に準じて國庫の取扱を受くることゝ爲れり。明治三十八年二月勅令第三十四號は之れを規定せり。

無記名證券に限る

租税其の他の歳入金の代用として證券の納付を受けたる場合に於ては收入官吏及び金庫をして現金に準じて其の取扱を爲さしむることを得然りと雖も記名公債證券の如き登録公債の如き其の國家に對する債權にし

利札

て十分に信用すべきは無記名公債證券と擇ぶ所なきも、其の権利の移轉に付ては單に其のもの、引渡しを以て直ちに效力を生ずるものにあらざるが故に歳入金の代用納付として使用するに適せず。故に其の代用納付を爲すことを得るは單り無記名證券のみとするは當然のことなり。

次に既に一方に於て無記名公債證券の代用納付を許すこととせば、一方に於て無記名公債券に附屬せる利札に付ても同様の特典を與ふることを得べし。是れ事理の上當然のことなるのみならず實際の便宜上極めて必要なり。何となれば公債證券は其の金額比較的に大なるを以て比較的大なる納入にのみ適することを得ればなり。若しも無記名證券の代用納付を許すも同利札の代用納付を許さざることをせば其の效能の大半は没却せらるゝに至るべし。明治三十八年二月大藏省令第七號は其の第一條に於て之れを規定せり。曰く

無記名國債證券は其の元金償還期の開始前日以後無記名國債證券の利札は其の利子仕拂期の開始前日以後に於て租税其の他の歳入金の全部又は一部に代用納付することを得

代用納付し得べき歳入

而して此の規定に依れば公債證券同利札共に其の償還又は支拂期の開始前日以後なることを要件とす。是れ公債の種類に付き特に無記名のものを選びたる趣旨を貫徹するに必要なり。何となれば若しも償還又は支拂期の開始に至ること遠き證券又は利札を收入することとせば金庫に於て之れを以て現金に代ふるには若干の年月を待たざるを得ずして其の不便たるや記名證券又は登録公債の納付を受くるよりも大なるものあればなり。

之れを要するに公債の代用納付を許すには第一無記名證券なるか同利札ならざるべからず。第二其の證券又は利札の償還又は仕拂期の開始せらるべきものならざるべからず。

第二代用納付及納付後の手續

無記名公債證券並に同利札が現金に代用納付するを得るや以上の如くにして其の手續に至りては明治三十八年二月大藏省令第七號の規定する所なり。今其の手續を述ぶるに先だち代用納付をなし得べき歳入の種類を擧ぐれば左の如し。

- (1) 大藏省所管
 - (イ) 租税。地租所得稅 營業稅 酒稅 醬油稅 賣藥營業稅 鑛業稅 取引所稅 相續稅
 - (ロ) 諸收入。森林收入の内地所貸下料辨償金違約金 官有物貸下料 辨償及違約金 返納金
- (2) 内務省所管
 - (イ) 諸收入。地所貸下料 建物貸下料 辨償金 違約金 返納金
 - (ロ) 臺灣總督府所屬收入。地租 鑛業稅
- (3) 陸軍省所管
 - 罰金 科料 辨償金 違約金 返納金
- (4) 司法省所管
 - 建物貸下料 罰金 科料 過科 追徵金 辨償金 違約金 返納金
- (5) 文部省所管
 - (イ) 一般會計收入。辨償金 返納金

納付の手續

- (ロ) 特別會計收入。土地家屋貸下料 獎學費寄附金 辨償金 返納金
 - (6) 農商務省所管
 - (イ) 官業及官有財産收入。森林收入の内辨償金違約金年賦及返納金
 - (ロ) 雜收入。辨償金違約金 返納金
 - (ハ) 製鐵所作業收入。同上
- 今其の納付の手續を述べれば無記名公債證券又は同利札を以て租稅其の他の歳入金に代用納付せんとする者は、其の代用價格を定め納付書を作り其の證券と共に之れを納稅告知書又は納入告知書に添へ指定の金庫又は收入官吏に納付するものとす。而して其の代用價格は左に掲ぐる金額を超過することを得ず。
- (1) 元金償還當期分の利札は其の償還期までの月割利子金額
 - (2) 所得稅法の規定に依り利子の所得稅を徵收すべき利札は其の額面金額前は該當するもの中相當所得稅額を控除したる金額
 - (4) 前各號の外は其の額面金額

納付受領後の
手續

而して此等の代用納付に付ては其の納付の時を以て元利金仕拂の請求を爲したるものと看做さる

次に金庫等が代用納付を受けたる後の手續を述べれば。金庫收入官吏又は市町村に於て國債證券及び利札の代用納付を受けたるときは直に其の證券及び利札に代用納付の印を押捺するを要す。收入官吏又は市町村に於て代用證券の納付を受けたるときは毎日之れを取纏め納付仕譯書を作り拂込書を添へて翌日までに金庫に拂込むものとす。金庫に於て收入官吏市町村又は納入より代用證券を受領したるときは現金と同一に整理し直に仕拂場所に就き仕拂を受くるの手續を爲さるべからず。日本銀行本支店又は代理店は代用納付の押印ある國債證券及び利札に對する元利金につき金庫より請求ありたる場合に限り仕拂を爲すべきものとす。

還付の手續

若し以上の手續を爲すも日本銀行本支店代理店より現金の仕拂を拒絶せられたる場合に於ては。國債證券並に利札は代用納付としての效力を有せざるものと云はざるべからず。故に金庫は之れを更に還付するの手續を爲さるべからず。

べからず。即ち金庫は其の證券を直に收入官吏市町村又は納入に還付することを要し。收入官吏又は市町村に於て以上の還付を受けたるときは直に其の旨を納入に通告すると同時に更に相當の期日を定めて現金納付を命じ之と引換に該證券を還付すべし。金庫より直接に納入に還付する場合に在りても亦同じ。而して以上の場合に於て納入が指定の期日内に現金を納付したるときは收入官吏又は市町村は適宜の拂込書を作り速に之れを金庫に拂込むべく。又若し以上の期日内に現金を納付せざるときは收入官吏又は市町村は直に其の旨を金庫に通告すべく。金庫に於て其の通知を受けたるときは其の記帳に記入せる「收入濟額」を取消し直に之れを歳入徴收官に報告するものとす。

今明治三十九年度中に於ける代用納付をなしたる國債證券の利札をあぐれば左の如し。

- (1) 整理公債證書利札 五枚 金十一圓二十五錢
- (2) 軍事公債證書利札 二十一枚 金四十八圓七十五錢
- (3) 帝國政府五分利公債證書利札 一枚 金二圓五十錢

預入

- (4) 帝國政府五分利公債證書(特別)利札 七枚 金二十五圓
- (5) 國庫債券利札 九百二十六枚 金千二百七十四圓四十一錢五厘

合計 九百六十枚 金千三百六十一圓九十一錢五厘

以上の表を見るときは代用納付制度の實施の初期に屬するが故人民の此の便法を利用する者甚だ少きを知るべし。然れども將來に於ては此の方法に依りて納付を爲す者漸次増加するに至るべし。

第二〇〇郵便局預入及購入保管

郵便局に於て貯金として取扱ひ之に對して一定の利子を仕拂ふ所のものは現金を以て預入せる場合に限り如何に貴重なる物と雖も或る物を以て之れに代ふることを得ざるは人の普く知る所なりとす。此れ恰も歳入に對する納付に現金を以てするを要すると同一の原則なり。然るに此の原則に對し歳入に對する場合に國債證券代用納付の例外を認めたと同じく貯金に對する場合にも亦國債證券の預入を認むるものとす。明治三十八年五月逓信省令第三十六號郵便貯金規則第二章第三節は之れを規定せり曰く。

第五十一條 郵便貯金に預入することを得る證券の種類は別に之れを告示す

前項の證券にして割増金附のものなるときは其の割増金も共に預入することを得

郵便貯金に預入する證券にして所得税を課せらるゝものは其の所得税額を控除したる残額を以て貯金預入額とす

第五十二條 證券に依り貯金の預入を爲さむとする者は證券を郵便局所に差出し通帳に其の記入を受くべし但し證券に支拂期の明記なきものは預け人に於て其の支拂期の開始せるものなることを證明すべし

而して郵便貯金に預入することを得る各種證券の種類は明治三十八年五月逓信省告示第二百三十九號を以て定めらる。之に依るときは凡ての國債證券と或る種の地方債證券社債券并に其の利札とを指定せり。但し其の債券并に利札は無記名のものに限られたり。

以上は國債證券を以て郵便貯金に預入する場合にして其の利子に付ては

購入保管

亦郵便貯金に對する利子を仕拂ふものとす。然るに郵便貯金法(明治三十八年二月法律第二十三號)は其の他に國債證券の購入保管に關する規定を設けたり。

第九條 郵便官署は郵便貯金預け人の請求に因り其の貯金の一部を以て國債證券其の他の證券を購入保管し又は之れを賣却することを得其の證券の種類は命令を以て之を定む

而して其の詳細なる規定に至りては前述せる郵便貯金規則第四章に規定する所なり。之に依るときは貯金預け人は或は直接に其の所有に係る證券の保管を郵便官署に請求することを得べく或は其の貯金の一部を以て證券を購入し保管することを請求することを得べし、而して前者の場合に於ては後者と同じく貯金を以て購入したるものと看做し之れを取扱ふものとす。其の郵便官署に於て購入及保管すべき證券の種類左の如し、(明治三十八年六月遞信省告示第三百八十八號)

郵便貯金規則に依り郵便官署に於て購入及保管すべき證券の種類左の如し但し無記名にして拂込金完済のものに限る

整理公債證書

軍事公債證書

國庫債券

帝國政府五分利公債證書

郵便官署に於て購入する證券の代金は預け人の貯金より拂出し保管に係る證券の利子償還金及び賣却代金は預け人の貯金に組入る。貯金預け人の請求に依り郵便官署に於て購入し又は賣却する證券の價格は郵便爲替貯金管理所に其の請求書の到着したる日より起算し第三日目に於ける東京の相場に依るものとす。而して國債證券の購入保管又は賣却に關し郵便官署の徴收する料金は左の如しと云ふ。

(一) 證券購入保管又は賣却料金

額面金高二十五圓迄 十錢

同 五十圓迄 十五錢

同 百圓迄 二十五錢

以上百圓迄を加ふる毎に十五錢を加ふ

(二) 預け人の所有に係る證券保管料金

額面金高二十五圓迄 五錢
 同 五十圓迄 十錢
 同 百圓迄 十五錢

以上百圓迄を加ふる毎に五錢を加ふ

但し公共團體より其の所有に係る證券の保管を請求する場合に於ては其の保管料金を徴收せざるものとす。

尙ほ最後に注意すべきは此の場合に於ては貯金に預入の場合と異なり郵便局に於て證券の購入保管賣却の任に當るものなるが故に預け人の受くる利子の如きは國債證券其の者の利子なり。

之れを要するに國債證券をば金庫にて代用納付を受け郵便局にて預入購入保管に當るが如き國債證券の財産權たる價值を充分に認めたる結果と云はざるべからず

今参考のため左に郵便貯金代用國債證券及利札(明治三十九年度分)の數額をあぐること左の如し。

- (1)海軍公債證書利札 七十九枚 金八百五十七圓五十錢
 - (2)整理公債證書利札 二千〇六十六枚 金五千三百五十二圓五十錢
 - (3)軍事公債證書利札 六千百〇七枚 金一萬一千五百九十圓六十二錢五厘
 - (4)帝國政府五分利公債證書利札 二萬〇六百九十九枚 金七萬千七百二十四圓八十七錢
 - (5)臺灣事業公債證書利札 四百八十一枚 金二百六十三圓十二錢五厘
 - (6)臨時事件公債證書利札 百三十三萬二千六百六十七枚 金百六十二萬〇九百九十七圓八十錢
 - (7)國庫債券 (イ)證券 二千三百五十九枚 金九萬六千四百五十四圓七十五錢 (ロ)利札 十四萬二千四百七十二枚 金十八萬三千四百九十六圓二十五錢三厘
- 合計 證券 二千三百五十九枚 金九萬六千四百五十四圓七十五錢
 利札 百五十萬四千五百七十一枚 金百八十九萬四千二百八十二圓六十七錢三厘

是に由りて觀れば郵便貯金代用は歳入金代用納付に比し著しく好結果を生ぜしことを知るべし。

第九章 國債の利子

第一節 利子の仕拂

第一總說

凡て一般に金錢の貸借には利子を附するを以て前提とす。是れ其の他の場合と異なる所にして使用貸借の如きは民法上明かに無償なることを規定し又消費貸借の場合に於ても金錢に非ざる不特定物の貸借なるときは必ずしも有償なるものにあらず。然るに金錢は其の性質上常に資本たるべきものなれば債務を設定して之に利子の仕拂を爲さざるが如きは例外のことに屬す。

國債も亦一種の債權債務の關係たるに於て異なる所なし。従て國債に利子を附すべきや勿論のことにして應募者は其の利子を目當として之に應ずるものなり。即ち或は之れを以て生活の資料に供せんとし或は之を以て益元本の

増殖を計らんとする等人々の境遇に依りて異なるべきも歸する所は則ち一なり。故に國債に利子を附せざるが如きは往時の強制的の方法に依る國債に於てはいざ知らず現今の自由意思に依る契約國債に於ては殆んどなしと云ふて可なり。

無利子の例

然り而して此の利子を重んずるの傾向たるや益其の大を加へ遂に永遠國債の如きもの發生を見るに至り。蓋し元金償還の期限に制限を置かざる點より見るときは債權者の欲する所は主として利子に在ることを知るべし。之れを要するに國債利子は社會の進歩に伴ふて國債の觀念に離るべからざる關係を有す。今我國に付て見るも國債に無利子ものは全く存在せずと云ふも可なり。然るに茲に一の例外を爲すは彼の舊公債なりとす。新舊公債證書發行條例明治八年五月布告第九十五號第二條に依れば

第一節 舊公債は無利息にして元金は明治五年壬申より明治五十四年迄五十ヶ年賦とし其の年の拂方に當りたる賦金を毎年十二月一日より同十五日迄の間に之を拂渡すべし

惟ふに舊公債なるものは同條例第一條第一節に由れば弘化元甲辰年より慶應三丁卯年迄舊諸藩に於て借用したるものなり。換言すれば舊封建諸侯の債務を明治政府に於て特に支拂の任に當るものなり。事情斯くの如くなるを以て普通の起債の場合と其の條件を異にするは止むを得ざる所にして無利息年賦償還方法の如きも債權者に於て大なる異論なかりしならんか。

第二。利子の高下。

國債に利子を附することは前述の如く一般の原則なりとせば其の利子歩合を定むべき標準は何れに在りやと云はゞ外債に於ては其の國の國力若くは信用の程度に依りて定まり内債に於ては其の國の市場に於ける普通の利子歩合に依りて決定せらるゝものとす。

先づ外債につきて言はんには本來其の應募國の一般公衆より見るときは彼等は其の當時に於ける其の國の市場に於ける利子歩合を以て標準と爲すべく彼等は其の自國の國債に應ずると他國の國債に應ずるとに依りて其の利子歩合に高低を爲すべからざるものに似たり。然れども一方より觀るときは外債に

外債

内債

應ずるときは常に多少安心の點に付て惑ふ所なき能はず。外國の國力又は起債の目的等十分に理解せられざること少しとせず且内債に於けるが如く政府に對する好意なきを以て實際上外債の利子歩合は市場の利子歩合に由て定められずして募債國の信用に由りて定まるものなり。是れ我國の外債に付て見ても明らかにして彼等の間には二分三分の利子を以て満足するも我國に對しては未だ四分以下のものを見ざる所以なり。

然るに内債に於ては之れと事情を異にし應募者は自己の國家に對する十分の好意あり又自國の國力を了解し信用することは勿論なるを以て結局市場一般の利子歩合に由て定まるものなり。

以上は一般の原則を述べたるものなり。尙ほ其の仔細を考察するときは其の當時に於ける經濟上の状態に於て相違あり又國債の種類即ち生産事業の爲に費すか財政の不足を補ふ爲めなるか戰時に於て殊に戦費を補ふ爲めなるか等に由りて差異あるは明かなり。一概に論定するを得ざるは論を俟たず。

而して更に進んで時代の経過に付て觀察を下せば國債の利子歩合は一般市

勢利子低減の大

場の利子歩合と同様に益低下するの現象を見る。是れ國力の進歩資本の充實に伴ふ所にして何れの國に於ても皆然らざるはなし。今我國に付て見るも左に示すが如き結果を呈すと云ふ。

利率	公債の種別	條例制定の年
(1) 一割	金祿公債	明治九年 <small>(其の他七分、六分)</small>
(2) 八分	秩祿公債	明治七年
	舊神官配當祿公債	明治十年
(3) 七分	中山道鐵道公債	明治十六年
	金札引換公債	明治六年
	起業公債	明治十一年
(4) 六分	金札引換無記名公債	明治十六年
	第四、五回國庫債券	明治三十八年
	海軍公債	
	整理公債	

	鐵道費補充公債	
	鐵道公債	
	軍事公債	明治二十七年
(5) 五分	事業公債	明治二十九年
	北海道鐵道公債	明治十九年
	臺灣事業公債	明治三十二年
	祿高整理公債	明治三十二年
	臨時事件公債	明治三十九年
	第一、二、三回國庫債券	明治三十六、七年
又外債につきて見るに左の如し。		
(1) 九分	九分利付外國公債	明治二年
(2) 七分	七分利付外國公債	明治五年
(3) 六分	六分利付第一、二回英貨公債	明治三十七年
(4) 五分	五分利付英貨公債	明治三十七八年

- (5) 四分半。四分半付利第一、二回英債公債 明治三十八年
- (6) 四分。四分利付第一、二回英債公債 明治二十五年、二十九年、三十三年、三十七年、三十八年、三十九年、三十八年、第三利子仕拂の時期

度數

凡て元金に對する利子は經濟學上所謂所得に屬するものにして少くとも毎年一回は之れを仕拂はざるべからず。此の原則は個人間には民法第四百五條に利息が一年分以上延滞したる場合に於て債權者より催告を爲すも債務者が其の利息を拂はざるときは債權者は之を元本に組入るゝことを得との規定に依て知るべし。而して此の原則たるや國債の場合に於ても亦之を認めざるべからず。加之國債利子の仕拂は一年一回の主義を採るよりも數回の主義を採ることが一般文明國に行はる。是れ債務者たる國家に取りても債權者たる個人に取りても便利なうと言ふべし。我國に於ては其の仕拂時期には差異あれども其の度數に至りては一年二回なること凡ての國債に通じて例外の見ざる規則なりとす。

仕拂の月

然らば一步を進めて其の利子仕拂は何月を以てするを可とするやと云ふに

此れは内債に於ては國庫の便利よりも寧ろ民間經濟上の便利を考へざるべからず。即ち

- (1) 民間に於ける普通の決算期
 - (2) 政府に納むべき主なる租税の納税期
- 等を見て其の以前に國債利子の仕拂を爲すこととせば公衆は之れに由て大なる便利を得べし。

然りと雖も國庫の種類は多きを以て其の凡てを右に準じて同一の支拂時期に至らしむることは不可能なるのみならず國庫は爲めに大なる困難を爲さざるを得ず。何となれば國債利子の支拂は一方より見れば政府は租税其の他の収入に依りて之れを支辨するものなればなり。之れを以て利子支拂の時期は必らずや國債の種類異なるに従ひて之れを異ならしめ國庫の都合と民間經濟の便利とを調和融合して決定せざるべからず。今左に我國現存國債の利子仕拂期を掲記す(明治四十年十二月末日調査)

(1) 六月、十二月の二回に支拂ふもの。

- | | | |
|----------------------|---------|-------------|
| 整理公債 | 軍事公債 | 鐵道買收公債 |
| 臨時事件公債 | 臺灣事業公債 | 第一回國庫債券 |
| 煙草專賣法國庫債券 | 舊京釜鐵道社債 | 舊房總鐵道社債 |
| 舊德島鐵道社債 | | |
| (2) 五月、十一月の二回に仕拂ふもの。 | | |
| 海軍公債 | 舊總武鐵道社債 | |
| (3) 三月、九月の二回に仕拂ふもの。 | | |
| 鐵道公債 | 事業公債 | 北海道鐵道公債 |
| 臺灣事業公債 | 祿高整理公債 | 舊鐵道會社債務整理公債 |
| 第二、三回國庫債券 | | |
| (4) 四月、十月の二回に仕拂ふもの。 | | |
| 舊北越鐵道社債 | 舊七尾鐵道社債 | |
| 又外債に付て見れば左の如し。 | | |
| (1) 六月、十二月の二回に仕拂ふもの。 | | |

- | | |
|---------------------|-------------|
| 第一回四分利付英債公債 | 舊關西鐵道公債 |
| (2) 一月、七月の二回に仕拂ふもの。 | |
| 第二回四分半利付英債公債 | 第二回四分利付英債公債 |
| 舊北海炭鑛鐵道社債 | |
| (3) 二月、八月の二回に仕拂ふもの。 | |
| 第一回四分半利付英債公債 | |
| (4) 三月、九月の二回に仕拂ふもの。 | |
| 五分利付英債公債 | |
| 第四國債利子の計算 | |

國債利子の計算は一般に一ヶ年に於ける利子歩合を以て定まるものとす。即ち千圓の國債證券に對し六分の利なるときは一年間の利子は六十圓となり五分の利なるときは一年間の利子は五十圓となるが如し。

次に國債に利子を附すべき始期は如何と云ふに私人間の債務なるときは民法第四百十條に「期間を定むるに日、週、又は年を以てしたるときは期間の初日は

現行制

之を算入せずと規定せる所に従ひ其の利子は翌日よりして計算すべきものとす。然らば國債の場合にも此の原則は適用すべきやと云ふに他の規定の存すを見る。整理公債條例第十二條に曰く

整理公債の利子は其の元金拂込の時月の十五日以前に在るものは下半年分より支拂ひ月の十六日以後に在るものは翌月分より支拂ひ元金償還の年に於ては其の償還の月まで月割を以て支拂ふものとす。

而して此の整理公債條例に定むる所は海軍公債、事業公債、軍事公債等多くの公債に適用せらるゝが故に皆以上の計算法に依るものとす。又廢止せられたる整理公債取扱順序に依るも第十五條に

整理公債證書の當籤又は満期償還の時拂渡すべき利子は償還すべき證書に付帶する當期利札に對し月割を以て支拂ふものとす。

とありて月割主義を認めたり。惟ふに國債利子の支拂の如きは其の債權者多數に上るが故に取扱の便利より云ふときは月割主義(若は半月割主義)は頗る可なり。然れども是れ國債の多額に上らざる時に於て適用すべきのみ若しも國

債の金額多額に上るとせば之に由りて國庫の失ふ所少しとせず。又理論より言ふも正當と云ふべからず謂はゞ便宜規定に過ぎざるなり。然るに明治三十九年に至り國債法並に國債規則を發布し特に整理公債條例に依ることを規定せる國債の外は悉く此れに依ることとし同時に整理公債條例取扱順序なる省令は廢止せられたり。而して此の國債法及び國債規則を見るに利子仕拂の起算點に付ては左の規則を設けたり。

起債當初に於ける利子の計算法は起債のとき之を定め國債元金償還の場合に於ける利子は元金償還の期日まで之を附す但し特別の規定あるものは此の限に在らず(國債規則第五十三條)

即ち之に由りて整理公債條例の準用を受けざる國債は其の主義を一變したるを知るべし。實際上國債の金額の多額に上りたることは利子支拂金額の上に大なる影響を及ぼすが故に月割の便宜主義を捨て、日割の原則に従ふを見るなり。明治三十九年十二月大藏大臣の達に曰く

一、一期に満たざる端日數の利子は其の期に於て利子を限すべき現日數ヶ一

て月に滿つるに總に利子年額を乗じ其の年の全日數從曆にを以て之を除す但し厘位未滿の端數あるときは四捨五入して厘位に止む

二、其の期に於て利子を附すべき現日數が甲乙兩年に跨り一方が閏年なるときは甲乙各別に前項の計算を爲し之を合算す但し厘位未滿の端數は合算の上四捨五入するものとす

之を以て國債利子の計算方も亦一般の原則と異なることなきに至れり。

第五〇國債利子支拂の手續

國債利子の仕拂を受くるには國債事務取扱店即ち日本銀行本支店出張所又は代理店に其の旨を申出でざるべからず。尙之れを國債の種類に付て言ふときは左の如し。

無記名國債證券に對する定期利子の仕拂を請求するには其の利札を差出すを以て足れり。然るときは其の取扱店は何れの取扱店たるを問はず之れが仕拂を爲さるべからず。而して之れを爲さんには利札の眞贋及び仕拂期を調査し相違なきを確めたる上之れと引換に仕拂を爲すものとす。

記名國債證券に對する定期利子の仕拂を爲すは無記名證券の場合と異なり其の仕拂を爲すべき取扱店は始めより一定せり。而して取扱店は之れが爲め特に利金一人別帳なる帳簿を備へ置くものとす。若しも記名權利者の變更に依り取扱店を代へんとするときは既に登録の章に述べたるが如く取扱店轉換の請求を爲し置かざるべからず。而して取扱店に利子仕拂の請求を爲すには利札に請求書を添へて差出さるべからず。取扱店は仕拂期を調査し前述せる利金一人別帳に照合し相違なきを認めたる上仕拂を爲すべきものとす。而して其の仕拂を受くる者は記名者なるか若くは其の權利を行使する者質權者なりとす。

登録國債中甲種に屬するものは本來其の登録は日本銀行本店に於て之れを行ふのみ是れ亦登録の章に就て述べたる所なり。故に其の利子仕拂の如きも我日本銀行本店に於て之れを爲すを本則とす。何となれば其の登録簿に據るにあらずんば果して權利者なるや否やを知ること能はざればなり。然れども此の原則を勵行せば公私に對して不便なる場合あるべし。是れを以て甲種登

録國債も其の仕拂の請求は取扱店にも任意に申込むことを得るものとす。取扱店は其の請求者に請求書を差出さしめ之れを日本銀行本店に送付す本店は之に對して其の金額の送付を爲し取扱店は領收證書と引換に仕拂ひを爲す。其の仕拂の請求者は記名者なるか若くは其の権利を行使する者なり。又此の甲種登録國債の記名者は居ながらに利子の送付を請求することを得べし。此の場合に於ては國債規則第六十條第二項に記載したる事項を書したる書面に領收證書を添へ取扱店に提出するを要す。但し其の送金の費用及び危険は請求者の負擔とす。

利子の仕拂に關する其の他の手續に付ては元金償還の手續と異なる所なし。例之國債證書の滅失紛失者が仕拂の請求を爲すが如き國債證券の所有者が豫托を爲すことを得るが如し。此等に付ては次章元金償還の條を參照すべし。
第六消滅時効

國債の消滅時効に付ては國債法第九條に規定あり。
 國債の消滅時効は元金に在りては十箇年利子に在りては五箇年を以て完成

起算點

す
 而して此の五箇年の原則たるや明治三十九年國債法の制定に依りて創設したるものにあらず。即ち元金の消滅時効に付ては從來の原則は國債法の規定する所と異なれども利子の消滅時効に至りては新舊公債證書發行條例(明治八年布告)整理公債條例(明治十九年勅令)等皆五箇年を以て原則とせり。唯其の時効の起算點に付ては例之新舊公債條例には
 凡て公債元金並に利賦金拂渡の際其期日を失して受取方申出でず其拂渡すべき年の翌年より向ふ五ヶ年を過ぐるときは之を償還せざるべし(第二條第五節)
 と規定せるに反し整理公債條例には
 整理公債元利の支拂を請求せざるものあるときは元金は償還の月より利子は支拂の期月後五箇年を過ぐれば之を支拂はざるべし
 と規定せり。現行國債法の規定せる所は則ち後者と同一なりと知るべし。
 其の他消滅時効に關して仕拂見合期間として算入せざるもの、計算法の如

きは亦元金償還の條に譲るものとす。

第二節 借換

第一借換と利子

借換(Conversion)とは在來の國債に代ふるに新なる國債を起し以て之れを償還するの謂なり。故に借換の一半は起債にして他の一半は償還なりと云ふべし。之れを以て借換は起債論若くは償還論に於て論ずるを適當とするが如し。然れども事實上借換と利子とは頗る密接なる關係を有するものなれば茲に其の大略を述べんとす。

國債の借換を爲すの目的は起債の條件に於て國家に有利なる結果を得んとするに在り。而して起債の條件中利子歩合の高下は其の最も主要なるものなるが故に國債の借換は利子歩合に於て有利なる結果を得んとして行ふものなりと云ふも不可なし。

國債の借換は此くの如く國家が其の利子に於て利するものなるのみならず

間接に云へば國民も亦等しく之に由て利益を享くるものなりと云ふべし。何となれば利子の輕減はそれだけ租稅其他國民の負擔を輕減するものなればなり。然るに借換に付て或は異論を挿むものあり或は國債の利子は政府が之れを國民の手より得て再び國民の手に移すものなれば借換を行ふの必要なしと云ふものあり或は借換を行ふて低利の國債を新に起すときは市場一般の物價も低下してそれだけ産業の隆運を害するものなりと云ふものあり。凡そ此くの如き議論は單に自己本位の議論として見るの外なく殆んど反駁するの要なし。

第二借換の前提

借換を行ふには第一には前國債の償還期限が或る期日の範圍内として定められ一定の期日を以て償還期限と爲さるることを要す。若しも何年何日に償還すべしとの規定あるときは借換の如きは之れを行ふに由なし。之れを以て我國の國債條例を見るも皆左の如き規定あり。

整理公債元金は募集の年より五箇年据置其翌年より向十箇年間に抽籤を以